

総務企画委員会記録  
<第5号>

令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和3年3月22日（月曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第5号&gt;

## 開会の日時

年月日 令和3年3月22日 月曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後6時5分

## 場 所

第7委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第25号議案 財産の取得について
- 7 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 8 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について
- 9 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 10 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 11 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について
- 12 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について
- 13 乙第40号議案 専決処分の承認について
- 14 乙第41号議案 専決処分の承認について
- 15 乙第42号議案 専決処分の承認について
- 16 乙第43号議案 専決処分の承認について

17 陳情令和2年第54号、同第118号、同第125号、同第153号、同第154号、同第200号、同第212号、同第213号、陳情第31号、第43号、第44号及び第51号から第53号まで

---

出席委員

委員	長	又	吉	清	義	君
副委員	長	島	尻	忠	明	君
委員		仲	村	家	治	君
委員		仲	田	弘	毅	君
委員		当	山	勝	利	君
委員		仲	宗	根	悟	君
委員		西	銘	純	恵	さん
委員		渡	久	地	修	君
委員		國	仲	昌	二	君
委員		山	里	将	雄	君
委員		平	良	昭	一	君
委員		當	間	盛	夫	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

花 城 大 輔 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

総	務	部	長	池	田	竹	州	君
総	務	私	学	長	下	地	常	夫
行	政	管	理	長	森	田	崇	史
財	政	課	課	長	武	田		真
税	務	課	課	長	喜	友	名	潤

保健医療部衛生薬務課主幹	津波昭史君
商工労働部工業技術センター研究主幹	照屋正映君
土木建築部建築指導課班長	池村博康君
警察本部警務部長	平松伸二君
警察本部警務部監察課長	金城重成君
警察本部生活安全部長	松崎賀充君
警察本部生活安全部地域課調査官	伊藤竜之君
警察本部生活安全部通信指令課長	大城隆君
警察本部刑事部組織犯罪対策課調査官	伊集守隆君
警察本部交通部部長	大城辰男君
警察本部交通部交通指導課長	大里英男君
警察本部交通部交通指導課調査官	我如古盛明君

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案、乙第21号議案、乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案、乙第39号議案から乙第43号議案までの16件、令和2年陳情第54号外13件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長、警察本部警務部長、同生活安全部長及び同交通安全部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県の事務処理の事例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 よろしく願いいたします。

それでは、総務部の乙号議案について御説明いたします。

議案は、令和3年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）にございますが、説明のほうはお配りしております、令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらを御覧ください。

タブレットのほうに、ただいま通知させていただきました。

ただいま通知しました乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、条例議案3件、議決議案1件、同意議案1件、承認議案4件の計9件の審査をよろしく

お願いいたします。

それでは、説明資料の1ページを御表示ください。

乙第1号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、農地法、土地区画整理法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部を権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする等の必要があるため、条例を改正するものであります。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 ただいまの議案について質疑をさせていただきますけれども、そもそも移譲する事務というのはどういうものがあるのでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 知事の権限に属する事務は、全て移譲の対象となります。

○当山勝利委員 全て移譲する対象になっているということのようなんですけれども、それであっても皆様方は重点的にやられているものはあると思うんですけど、それについてちょっと御答弁いただけますか。

○森田崇史行政管理課長 平成30年3月に策定いたしました沖縄県行政運営プログラムにおいて、重点的に水道法、それから農地法、旅券法、屋外広告物条例の4つの事務を対象に取り組んでおりまして、今年度の目標はその4事務で、トータルで100市町村に移譲するということになっております。

○当山勝利委員 2020年度に100市町村ということですね。この4事務、全市町村に移譲されていて、トータル幾つになっていますか。

○森田崇史行政管理課長 今年度の目標、先ほども申し上げた100市町村のうち、今年度まで終わっているのは98市町村になっております。

○当山勝利委員 皆様方の計画の中には年度ごとの目標値が出されていますけれども、2020年の目標は、この4事務に対して61%ということなんですが、今年度で何%行く予定ですか。

○森田崇史行政管理課長 先ほど98市町村と申しましたが、率でいきますと59.8%になります。

○当山勝利委員 分かりました。

いろいろ、いろんな市町村の御都合もあるみたいなので、進められるところとなかなか進められないところもあるかと思えますので頑張ってくださいと思うんですが、そうではない—例えば、土地区画整理法とか都市計画法っていうのは、皆様方が計画に上げてない部分の移譲になるんですけども、こういうものは、どんなふうに進められているんですかね。要は、県が積極的にやっているのか、それとも市町村のほうから上がってくるのか、どんな感じなんですか。

○森田崇史行政管理課長 各事務を所管するそれぞれの課がありますが、それを市町村課が一括として、まずは全市町村に今年度どうですかっていうお話をさせていただいて、そこから、個別の市町村に対してそれぞれの課が、個別に説明に行ったり、今回で言えば、受けたい市町村があれば何市町村かに対して説明をするということで進んでいきます。

○当山勝利委員 分かりました。全ての事務が対象ということですので、そこら辺は、各市町村といろいろ協議されながら進められていくと思えますけれども、2021年度で取りあえずこの4事務の計画は立てられていますけれども、この4事務以外に、また追加するとか、そういうのは今後考えられるんですか。

○森田崇史行政管理課長 今行っている行政運営プログラムは、令和3年度—次年度までで終わりますので、令和4年度から新たにスタートします次期プラ

ン、次期行革プランにおいて、またその中の一つの項目として検討していくかどうかというのは今後の1年間の中でまた考えていきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 おはようございます。

1点だけ、浦添市に移譲する事務の件なんですけど、開発行為の認可等に関する事務ということですが、これ権限移譲するという事でどのようなことが一移譲する側、移譲される側、どういったことが。

○池村博康建築指導課班長 権限移譲のメリットとしまして、浦添市に今回移譲するわけですけれども、一番のメリットは住民の生活に密接な事務ということで、事務処理の時間が短くなる。迅速で適正な事務処理ができるということと、あとは市町村が定める都市計画に、自ら事務処理を行うことにより、迅速な判断及び取扱基準の立案とかそういう整備が可能になると、そういったことがございます。

県としましても、身近な市町村が事務をすることで、その市町村に合った都市計画が進むということでメリットがあると考えています。

○島尻忠明委員 多分、開発行為を出しましたら何日以内っていう期限もあったかと思うんですけど、その辺を権限移譲することによって、今御答弁があったように、その移譲される自治体はよくその地域のことを把握していると思うんですけど、その開発行為が上げられてから、許可が下りるまでの時間っていうのがこれまでよりは短縮できるのかどうか、その辺はいかがですか。

○池村博康建築指導課班長 これまで、県知事の権限で許可をしておりました開発許可につきましては、市町村を経由して、それから土木事務所を経由して、土木事務所とか県本庁で許可を行っておりました。それには最高40日とかいう標準の処理期間があったんですけど、これが市町村で許可することになりますと、土木事務所に行ったりとか県の本庁まで来る期間が大分短縮されますので、具体的にどのぐらいというのは言えませんが、かなり事務処理期

間が短縮されて住民サービスにも寄与すると考えております。

○島尻忠明委員 分かりました。

ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今回の都市計画法を。浦添市と協議が調ったということですが、住民の身近に許可権限を移るっていうことであるんですが、一つはですね、近隣市町村との関係で、この開発行為がなされるときに、どういう一紛争ということまでは言いませんけれども、何か県の調整とか一切これから外れるっていうことになるんでしょうか。

○池村博康建築指導課班長 市町村の権限で許可することにはなりますけども、県が全部任せるということではなくて、今後も相談とかいうのがありましたら、随時、聞いていきますし、今後も情報提供、情報共有を通して事務処理がスムーズに行えるよう支援していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 この改正条例の中に、県の関わりっていう今の話されたことが担保されているところはどこでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 今回の条例の中身はあくまでも、移譲する事務を定めているものでありまして、今、議員御質問の件につきましては、総合的に調整するということで県として残っているということでございます。

○西銘純恵委員 今は県が事務を行っているっていうことで、今の現行の取扱い—今言った開発行為の取扱いについてはどんなですか。市町村と県が協議をしながらやっているということによろしいんですか。

○池村博康建築指導課班長 先ほども申し上げましたけれども、この開発の許可事務は、まずは市町村に提出することになります。市町村で一度関係各課で意見を聞いた上で、県に進達をしております。

○西銘純恵委員 許可とか、変更とかいろいろの条例改正の中身を全て事務を



市町村に言うんですけど、今言った隣接のとかね、広域的なものとかも含めて、県が何らかの形で、先ほどは相談があればという、受け身の話をされたもんですから、やっぱりそれは県としても、広域のものを市町村が、双方が折り合いがつかないとかもあり得ると思うんですけどね。それは何らかの形で県も関与するっていうのが必要じゃないかと思うんですけども、今後の条例じゃなくても、今後の何らかの手だてを取ることは考えているのでしょうか。

○池村博康建築指導課班長 これまで市町村に権限移譲というのは今のところやっておらなかったもので、そういう必要が出てくれば近隣の市町村同士の話合いが必要であれば、県も参加して協力していきたいと思います。

それと、開発審査会というのもありまして、そういうものも活用しながらそういう問題はのせていきたいと、解決に向けてやり切っていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 開発審査会は、県も審査会に何か諮問するっていうのか、できるのでしょうか。この条例を見ていたら、市町村が審査会についてということなのかと思うんですが、どんなですか。

○池村博康建築指導課班長 開発審査会はまだ県のほうに残されておりまして、市町村からの提案といいますか、そういうものについて審査するんですけども、それに県を通していくもんですから、そこに県の意見が入る余地はあるのかなと考えております。

○西銘純恵委員 分かりました。

もう一つ、開発行為の件で住民とのトラブルがあって、これまでの具体的な一マンションができるとか、いろいろ住民の皆さんとね、周辺のあったときには、これまでどのようにやっていて、今後浦添市に移譲されるっていうことになれば市がどういうふうにするのか具体的に少し説明いただけますか。

○池村博康建築指導課班長 これまでも、いろいろ住民とのトラブルがあった場合には、許可の段階をはじめとして、最終的には完了検査という段階がありますので、その段階までにいろいろ事業者と住民とのトラブルが解決できるように、話合いを持ってほしいとか、そういうアドバイスは行ってきております。

○西銘純恵委員 こういうことが、県は一切もう権限移譲していますから、県

の仕事としてはなくなって、市町村がそういうことをしっかり果たしていけるっていうことで条例が出てると思うんですけども、そこら辺は、全ての市町村が対象っていうことで、今、協議が調った浦添市、行政の規模によってもね、それなりの体制があるところとかあると思うんですけども、そこら辺考えて、今、市町村がそういうふうにできるのかどうかっていうところは、県はどのように一援助していくっていうのかな、何かそれを持っているのかどうか。住民トラブルの関係です。

○池村博康建築指導課班長 今回、浦添市が事務を行うということが一協議ができたものですから、浦添市に権限移譲を行っているということで、基本的には浦添市がその事務を行うことになりましても、そういった一先ほども申しましたけども、今後もいろいろ連携をして、質問や相談等に配慮していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 ちょっとまだ説明が納得できないんですけど、市町村との一浦添市と住民はいろいろやり取りするかと思うんですが、それを県が報告を受けて、それにアドバイスをするとかいうことも一切、多分権限移譲ということはないわけですよ。だからこの住民の皆さんが、身近にある行政と課題解決、問題解決に向かうっていう手だてっていうのは、一つ、県っていうのがあればですね、市町村も一緒になってこれまではやってきただろうと、住民の皆さんにも聞いて県がやってきただろうと思うのが、市町村に任されたら、県はそこを外れてね、市町村とやってくれっていうことで、本当に住民の声が何らかの形で反映されるっていうのは弱くなるんじゃないのかなっていう危惧をしていますがそこについてどうですか。

○池村博康建築指導課班長 一応都市計画は、一番身近な市町村が担うことになっておりますので、市の望ましいまちづくりに合うように、市町村が、それとあとは、身近な住民が話し合いを持って解決するのが一番いいんですけども、もしそういうトラブルがあれば、県もそういう一先ほども言いましたけれども、相談等があれば対応していきたいと考えております。

○池田竹州総務部長 先ほど来答えていますように、権限移譲した事務につきましては基本的に市町村長の責任で行う。県がこれまで移譲する前に行っていたような包括的な指揮監督とか、取り消したりとかいうことはできなくなるというふうに考えております。

一方で、今回移譲する、今の浦添市の例に関しますと、都市計画法に基づく、言わば法定受託事務でございます。ですので、当然法令上何らかの問題があるようなものであれば、県としても自治法に基づいた是正、あるいは助言とかです、そういった手続を取ることはできるものと考えております。

○西銘純恵委員 以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 事務の一部を移譲するという形ですけど、確認したいのは、あくまでも許可権者は知事というようなことで変わりはないと理解していいでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 全ての事務で権限移譲して許認可事務とかも移譲しますので、そこには当然に移譲した事務ですので、市町村長一知事ではなくて市町村長が首長の名で許認可をするということになります。

○平良昭一委員 例えば一つの例にすると、農地法の許可がありますよね。3条は、同じ行政内であれば農業委員会の会長の許可だと思います。

5条になると、県知事の許可がこれまで必要だったと思いますが、そういうことも、各市町村の農業委員会、あるいは市町村長が許可権者になると変わってくるということですか。

○森田崇史行政管理課長 それぞれの事務についてそれぞれ移譲しますので、例えば今、委員が申しました3条については権限移譲しているかもしれませんが、5条の場合はまだ権限移譲してなくて、知事の場合にあるという市町村もあると思います。全部包括して一緒にという話ではないと思います。

○平良昭一委員 だから、今例えば農地法の件で、北大東村が今回その権限移譲する事務になったということであれば、そこはもう、県知事の許可権者というのはもう全く関係なくなるというふうに理解していいのか。

○森田崇史行政管理課長 今回の北大東村、例えば、移譲したのは第2条の第39項、それから第2条の第40項の部分の一事務でいいますと17の事務になります。

すので、それ以外は移譲はされておられませんので、知事の権限になっているということです。

○平良昭一委員 ということは一番重要なのは、住民サービスがスピーディーにいけるかどうかということになるわけですから、当然、一部を移譲することによってスピーディーさはアップするということになるわけよね。

○森田崇史行政管理課長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 今回は、移譲する事務の概要の中で3つですけど、農地法、土地区画整理法、都市計画法、それ以外にも今後はあるのかな。移譲するのは。

○森田崇史行政管理課長 今回は、たまたまその農地法、土地区画整理法とか都計法とかそういったものですけど、沖縄県につきましては今47法令、それから11条例に基づく事務を移譲しておりますので、例えば、沖縄県福祉のまちづくり条例であったり、沖縄県心身障害者扶養共済制度条例だったり、たくさんのものでございます。

○平良昭一委員 47法令と11条例、それ以外にもいろいろあるということで、今後、スピーディーさを増すために、これを各市町村単位の中で条件が整えば権限移譲していくということで理解していいね。

○森田崇史行政管理課長 可能な限り市町村の、住民に身近なところの事務ということで、移譲していきたいと考えております。

○平良昭一委員 終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この権限移譲で協議が調ったというのがあるんですけど、この協議が調ったという基準って何なんですか。

例えば、都市計画法だとか、そういったことになると、ある一定のね、やっぱりその職員の知識的な部分だとか、その都市計画に関わる部分、いろんな形で出てくると思うんですけど、この職員がそういう部分の配置がされた、そう

いう技能っていうか、そういういろんな法令的なものの取得が上がってきたということなのか、何が基準なのか。うちに下さいって言ったら、協議が調ったっていう話になるのか。

○森田崇史行政管理課長 一応、文書できちっと、委員もおっしゃるように、市町村からこういう事務を権限移譲してくださいというのがあって、担当課としてこの事務についていろいろ調整をした上で整うということになります。

先ほど御心配事があった、市町村のものについては当然県としては今までやっていない事務ですので、市町村担当者への研修とかマニュアルとか、そういったものを市町村のほうに提示しながら調整していくということになります。

○當間盛夫委員 それというのは、先ほど冒頭に知事の権限全て、その部分では移譲できるというところがあるんですけど、この辺は各市町村の職員のレベルアップだとか、ただね、これは都市計画だとか農地法に関わることなんだけど、そのほかの事務関係においても、この市町村の職員の研修、そういった部分のものと、県が引っ張るのか、これどういう形で、皆さんいろんな事務、この権限移譲をするんだらうけど、その職員の質の上げ方ってどういう形で、この職員研修だけでできるものなのか。

○森田崇史行政管理課長 はい、あくまでも権限移譲に関しての市町村に対する支援ということであれば、その事務について先ほど申しました、こういう事務ですよとかですね、当然市町村も今県のほうに事務がありますので、例えば窓口だったりというところで、その事務についてはある程度の流れというのは、理解していると思いますけれども、県としてできるということであるものはやはり研修とかですね、マニュアルとか相談とか、そういったことになろうかと思えます。

○當間盛夫委員 仲田さんが終われって言っていますから終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 確認ですけど、行政管理課ですよ。

これ権限移譲の視点だけども、県の事務を簡素化したり職員を減らしたい、

そういう視点でやっているのか、先ほどあったような、いわゆる住民サービス向上という市町村からの要望に基づいてこれを進めているのか、それとも県が減らしたいというどっちの視点で進めているのか。

○森田崇史行政管理課長 権限移譲につきましてはやはり、住民に身近な事務というものは、可能な限りその住民の身近な自治体で行うということで、行政サービスの向上が図られるということになりますから、後者のほうと一要するに県が人を減らしていくというふうなことで進めているというものではないと。

○渡久地修委員 先ほど課長が答弁していたけどさ、市町村から申入れがあったということなんだけど、これは市町村から移譲してくださいということで来て動き始めるのか、皆さんからこれ取ってちょうだいと言って、営業って言ったらおかしいけどさ、こういうのをどんどん取ってください、どっちで進めているのか。

○森田崇史行政管理課長 一応こういう事務が県のほうでありますよ、というところで、年度当初にですね、移譲できる事務としてこういうのがありますよというところで説明会をまず開催いたしまして、その後そのアクションがあった市町村と個別に詰めていくというふうなことになって。

○渡久地修委員 市町村、住民からすると身近になったので、近いところできるといふ、これは僕はいいと思うんだけど、逆に市町村で負担が増えてしまったと、職員の負担が増えてしまったと、仕事量が増えてしまったと、人は増えないのに仕事が増えたということにはなっていないですか。

○森田崇史行政管理課長 職員の体制が整わない市町村につきましては、やはり事務は受けないということに、今までもそういうふうな形でなっておりますので、受けた後で例えば、件数が急激に増えたとかということであれば、もしかしたら負担感はあるかもしれませんが、今のところその市町村のほうからこの事務についてちょっと負担が増えたなあとかですね、そういった相談とか意見とかいうのは、聞いていないです。

○渡久地修委員 それとあと権限移譲するよね、事務が増えるよね。その分いろんな一向こうは財政的な負担もかかるんだけど、当然この財政的な、この予

算も県からしっかりと僕を出していると思うんだけど、ここはしっかり手当てをしているよね。それも必要な分だけ、ちゃんとやっていますか。

○森田崇史行政管理課長 はい、移譲交付金としまして、処理した件数1件当たり幾らというふうな設定がございますので、その件数によって毎年交付金として、各市町村に差し上げていると。

○渡久地修委員 これは今まで先ほど言っていた移譲したものの、例えば年間の交付金額というのは幾らですか。

○森田崇史行政管理課長 先ほど申しました件数割交付金につきまして、令和元年度の実績は4348万7508円交付しております。

○渡久地修委員 これは市町村からいったら、十分な額ですか。

○森田崇史行政管理課長 先ほど申しましたように、大体この事務1件当たりかかっている単価というのを、これまでの人件費とかですね、そういった事務のやり取りとかで算定しておりますので、それに対して十分かどうかというのはあれですけれども、可能な限り交付しているものというふうに考えております。

○渡久地修委員 またこれをやることによって、今度は逆に県のほうは仕事量がその分減るわけですね。減った仕事の分は、今度はどこを厚くしていると。

○森田崇史行政管理課長 前の委員会でも申しましたが平成26年を起点として100名ぐらい増加しておりますので、やはり行政サービスが多様化しておりますので、その必要な事務というのに可能な限り手当てをしているということでございます。

○渡久地修委員 先ほどから言っている住民サービスの向上と言っているけれども、くれぐれも市町村の負担増にならないように、移譲したところからも、毎回毎回聞き取りもしっかりやってその分もまた財政的な手当てをしっかりとやるようにしてください。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県債権管理条例について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 次に、ただいま通知いたしました説明資料の6ページを御表示ください。

乙第2号議案沖縄県債権管理条例について御説明いたします。

この議案は、県の債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的として、県の債権の管理に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案の概要は、知事と公営企業等の管理者が法令等に基づいて適切かつ効率的に債権を管理する責務があることを定めるほか、債権管理の透明性を確保するため、督促や履行期限の延長などの債権の回収、保全、緩和的措置などの事項について定めます。

また、徴収見込みのない債権を放棄できる場合について限定的に定め、放棄した場合は議会へ報告することを定めます。

施行期日は、令和3年4月1日としております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

國仲昌二委員。



○**國仲昌二委員** 何点か質問をしたいと思います。

条例の中で、債権の放棄というのがあって、その額が、これ第7条のほうですね。500万以下のものについてということで、債権放棄をすることができるというような条文があるんですけども、この500万という金額というのは、基準というのですかね、どういう考え方で出てきたのかというのを教えていただきたいと思います。

○**武田真財政課長** まず債権放棄ですので、こういう条例がない場合には、全て議会の議決事項という形になります。

今回債権放棄をさせていただきたいということで500万円というふうな金額を設定させていただきました。

その理由としましては、復帰後、本県が債権放棄をした議案がトータル130件ございます。そのうち、500万円を超える債権というのが約8割、500万円以下の債権というのが約2割でございました。

500万以下の債権を確認しますと、主に看護学生の奨学金であるとか、母子福祉資金貸付金の債権放棄、その要因がほとんど所在不明、そういった徴収見込みがない債権、そういった債権でございました。

これらの債権については、基本的に政策的な判断の余地がないというふうな考え方を持っております。

一方で500万円を超える債権になりますと、約8割の債権の中には、沖縄市のコリンザの特別清算を成立させるための貸付金の放棄であるとか、談合違約金を減額する調停を成立するための放棄であるとか、そういった政策判断が必要な債権が主な内容になっておりました。

それらにつきましては、引き続き議会の法的御審議をいただいた上で、債権放棄させていただきたいということで今回500万円という一定の上限額を設けたところです。

○**國仲昌二委員** それで皆さんからもらった資料の中に、ほかの県の条例の状況というのがあるんですけど、この500万という金額というのは、ほかの都道府県と比べている、というのですかね、その辺はどういうふうな、やっていますかね。

○**武田真財政課長** 我々のほうで確認したところ、全国で同様の債権管理条例を設けている都道府県数は12都道府県ございました。

そのうち、金額設定をしていない県というのが8団体・約3分の2は、上限

値も下限値も何も設定せずに全て債権放棄をできるというような条例になっております。

本県と同様の500万以下というのが2団体、あと300万円以下というのが1団体と、昭和に制定した大阪府さんは1万以下という形になっております。

○**國仲昌二委員** ありがとうございます。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑ございませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 債権管理条例、これ10年ほど前ですかね、やっぱり復帰直後からの、先ほど答弁があった、所在不明とかそういうものも残したままあるというのをきちんと放棄するとかね、そういう管理マニュアルというんですかね、これが必要ではないかっていうことで、債権放棄のことで、多分県は何らかの手だてを打って現在まで来ていると思うんですけども、この債権放棄について明記されてきたというところはいつからになりますか。最初からありましたか、管理条例の中で。

○**武田真財政課長** 今回、新規の条例ですので、債権放棄を定めるのは今回が初めてになります。

○**西銘純恵委員** 失礼しました。

新規条例ということですので、その前に、何らかの手だてを取ってきたことについて説明をお願いいたします。

○**武田真財政課長** 先ほども御案内したとおり、これまで債権放棄をする際に当たっては、議会の議決をもって、債権放棄をさせていただきました。

それは復帰後、130件の議案数という形になっております。

○**西銘純恵委員** 本条例を提案するに至るまでの、何らかの手だて、庁内で管理マニュアルをつくったと思うんですよ。

その中で放棄とかも含めて入ってきたと思うんですが、その説明をお願いできますか。

○**武田真財政課長** これまで県のほうでは債権管理に関しまして、まず基本的

な方針をつくりました。

それから全庁的なマニュアルを作成して、それから各部局においてそれぞれ個別マニュアルという形を制定しまして、それに基づいて債権管理をしてきたところです。

○西銘純恵委員 いつからでしたか。

○武田真財政課長 まず方針のほうは平成27年の8月に策定しております。翌年、平成28年の9月には標準的なマニュアルを作成しました。

その後各部局において、各債権ごとの個別マニュアルというのを策定しております。

○西銘純恵委員 マニュアルを経て、債権放棄も含めて今度の条例に提案ということで受け止めております。

議案の概要の債権管理の透明性を確保する督促や履行期限の延長などの債権回収という、この履行期限の延長というのは過去からありましたか。

具体的に延長方法について説明をお願いします。

○武田真財政課長 まず大きく分けて債権の管理ですので、3つ分類できるのかなと思っております。

まず、資力があるにもかかわらず、履行意思を有していない債権者に対しては、競売等の担保を、県の実行であるとか、保証人による請求、そういった形で、債権を回収しないといけないと考えております。

一方で、資力は不十分ですが債権の履行意思もある方、そういった方もいらっしゃいます。そういった方については、履行延期の特約、それから分割そういったふうな手続をすることになるかと考えております。

一方で、無資力、これに近い状態の債権者もいらっしゃいますので、そういった方については、履行延期の特約の手続、再延長も含めてですね、そういったふうな手続を取るというふうなことを考えて取り組んでいるところです。

○西銘純恵委員 整理されているということで、よかったかなと思います。

債権回収会社の活用ということになってはいますが、その債権回収会社が何かある意味では苛酷な取立てをやっちゃ困るけれども、そこに回すのは県として分別してというのかな、選択をして回収会社に回すことになるのか、回収会社はどういうところを、どういう契約、選定というのかな、それについても御説

明をお願いします。

○武田真財政課長 いわゆるサービサーとの契約については各所管部局のほうでそれぞれ契約をされているんですが、基本的な考え方としましては、滞納初期である1年未満での集中的な催促を行うときの初動対応。それとか、サービサーが有する回収業務、そういったノウハウの情報等を活用できるようなものという形で考えて、今現在県のほうで活用している債権数でいいますと、8債権になっております。

○西銘純恵委員 最初に言われた資力のある人というのはしっかり回収をする、分割、2番目まではいいと思うんですけど、この最後の無資力っていうところをどう丁寧に、各部局ですね、債務者と向き合って事情を聴取するということが大事だと思うんですけど、これはこの回収会社に行くんですか。

県が直接、担当部局でそこまではやって、回していくということになるんでしょうか。

○武田真財政課長 債権回収業務というのはあくまで一義的には県のほうの業務になってきます。

その中でどうしてもそのサービサーの知見が必要であるとか、そういった人繰りも含めてですね、そういったものについては各部署、部局のほうでサービサーとも協議をした上で、こういったものについてお願いするというような形で対応しているというふうに考えております。

○西銘純恵委員 第6条のほうで一第6条第2項ですけど、執行停止とか免除というところも強制執行等の中に入れてありますね。これはなぜですか。

○武田真財政課長 今回の条例はですね、債権管理の風上から風下まで一体として流れを条文化しているものになっております。その中には、お金はあるんですけど履行意思を示さない方については一方でそういう強制執行という手続も取らざるを得ない場面もあると思っております。

そういったその債権管理の一つの流れの中で、強制執行についても書かせていただいているところです。

○西銘純恵委員 第7条の考え方というのか、説明をお願いします。

債権放棄、とても重要なところだと思います。

○武田真財政課長 第7条につきましては債権放棄の条文になっておりますが、先ほどから御案内してありますとおり、基本的には議会の議決の必要な議案になってくると思っております。

その中で500万円以下、それから類型についても5つの分類について限定的な形で列挙させていただいた上で、その部分については知事のほうで債権放棄させていただきたいというような趣旨の条文になっております。

○西銘純恵委員 今現在、各部局っておっしゃったので、すぐつかめているかわかりませんが、復帰後から一番古くてといいますかね、抱えている債権一県の債権としては何件か、一番古くて、何年前のものでどれだけあるとか分かりますか。

○武田真財政課長 すみません、件数は確認しておりませんが、多分復帰以前の債権も含まれていると思っております。

復帰以前の債権もまだ管理しているというふうに考えております。

○西銘純恵委員 復帰後と思ったんですが復帰以前のものもあるというのは、何らかの形で早いうちに決着つけるっていうのか、それなりの解決を見る必要があるだろうなと思います。

考え方としては職員の皆さんも、各担当、例えば福祉の分野とかですね、本当に児童施設に預けたけれどもそれが払えないとかね、みんな県民の状況が厳しい中でそういう督促とかっていうのを受けて、大変心理的にもね、心痛、ストレスになるとか、追い詰めることになるんじゃないとか、県営住宅の家賃とかもみんな含まれてくると思うんですけどね、早いうちにやっぱりそういう手だてを取るといのが大事だと思いますので、今の古いのが復帰前っていうのをちょっと聞いて職員としても県としても、なかなか重い荷物を持っている、額的にはどうか分かりませんが、荷物が重いだろうなと思いますので、この条例をやったそれなりの効果といいますかね、ぜひ発揮していただきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今、西銘委員のものにちょっと関連してなんですけど、この復帰以前の部分もあるということで、今回の条例を見ると限定的な部分、今までは数字的なものがないから、債権放棄したくてもそれは議会に上げないといけないというような部分があって、これを一つの復帰以前の部分からすると、お亡くなりになっているんだとか、そういういろんな相続の—いろんな問題があってというような部分で、それも処理をしたいということも一因にあるんでしょうか。

○**武田真財政課長** 執行部のほうで実際に債権放棄の議案を提出するに当たっては、その額の多寡にかかわらず、債権として認定された日から復帰前の債権であっても、債権者に対する督促であるとか財務調査であるとか徴収努力、そういった経緯につきましても確認をして調べて、その上で議会に提出をするというような段取りをこれまでもさせていただいております。

一方でこの債権放棄をするためには、今この債権がどういう状況にあるか先ほど御案内したとおり、債権者が所在不明であるとか資産の状況であるとかを確認するにしても、例えばその債権自体が相続でいろんな方にまたがっている場合だとか、場合によっては海外に移住されている方もございます。

そういった意味でいうと、なかなか議案を提出するにしても、説明が少し難しいというところでの議案提案のハードルっていうのは実際上、高いものというふうに考えております。

そういったものにつきまして、今回こういった一定の要件を満たすものについては、債権放棄をさせていただいて、職員の事務の軽減にもつなげていきたいとは考えています。

○**當間盛夫委員** ちなみに現段階でこの未収金って、どういう状況になってるんですか。

○**武田真財政課長** 基本的には今回の条例で出してるような督促であったり、回収業務を主にしながら。

○**當間盛夫委員** いや、僕が言うのは、金額的な部分。

○**武田真財政課長** 令和元年度の決算ベースで申し上げますと、税を除く形で約52億円となっております。

○**當間盛夫委員** 今回のこの債権回収のこの500万円—限定的なことをすることで、先ほど事務的な軽減というようなところもお話があったんですけど、どれぐらい軽減されるか。

○**武田真財政課長** 今回条例を提案するに当たりまして、昨年4月1日現在で、時効期間を経過した未収金がどれぐらいあるかっていう形で全庁調査をしました。

そうすると、約2500件ございまして、そのうちの4分の1がですね、今回言うところのものでいうと、該当するんじゃないかっていうような形で部局のほうから確認をしているところです。

○**當間盛夫委員** ということは金額的にも分かるんですか。  
4分の1っていうぐらいだから。

○**武田真財政課長** その時点での数字でいいますと約5000万円弱の数字でございます。

○**當間盛夫委員** 今回、この条例をつくるという部分と、皆さんの中で債権回収サービサーのさらなる活用になるのかね。

整理強化月間の導入だとかさ、一方でしっかりと回収回りますよ、ということもこの条例に含まれるわけですよ。この辺の皆さんの意気込みではないんだらうけどさ。先ほど西銘さんもあるんだけど、取れないところからは取れないわけだから。とはいえ、やっぱりそういうある中でも払わないという方々に対しては、このサービサーを強化するのか、皆さんの職員が、もう年数をかけてでもやろうという形を取るのか。どういう方向性、この回収方法の在り方。

○**武田真財政課長** 債権管理の基本的な考え方を今回の条例でもって変えているつもりはございません。

先ほどから御案内のとおり資力のある方、資力があるにもかかわらず履行意思を有していない方については、サービサーの活用も含め、それから強制執行も含め、行政的な手続っていうのは、やっていかないといけないと思っております。

一方で、意思はあるなしにかかわらず資力のない方っていうのは、いらっしゃいます。そういった方については引き続き分割であったり、延期であったり、そういったふうな手続を踏みながら、回収もしないといけないかなと思ってお

りますが、どうしてもという先ほど条例第7条に書いているような5つの案件に関するような債権者につきましては、これをずっと管理すること自体が、債権管理コストが発生しますので、そこを削減して、新たな回収ができるような取組にもつなげるように考えておりますので、そこに力をシフトさせていくという意味でもこの条例が必要だというふうに考えています。

**○當間盛夫委員** 一方で、今課長が言われる部分での、そういった債権放棄的なものをしっかりと条例をつくって、この限定的なものを作る。一方で税の平等性からすると、やっぱりしっかりと支払いしてもらい、払ってもらいで回収するということも、ぜひこの辺も強化をして頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑はございませんか。

山里将雄委員。

**○山里将雄委員** ちょっと聞きながら、少し疑問に思ったものですから、聞きますけれども。

簡単に言いますと、なぜ、今頃なのだろうというのがあってですね。例えばさっき聞きますと、何か復帰前のものであるということで、これまで相当長く取り組んできている中でこの条例がですね、今まで制定できていなかったのはなぜなんだろうということですね。

これ、先ほど制定されているのが12都道府県だということであまり多いという感じではないんですけどね。

何か今そういう、全国的にですね。そういうことが、制定の動きが始まってきたところで、それに合わせて沖縄県もやってとかそういうことなんでしょうかね。まずはその辺、なぜもっと早くしなかったのかということですね。

**○武田真財政課長** 債権管理につきましてはこれまでも包括外部監査を通じた様々な指摘を受けてまいりました。

それまで平成25年だったと思いますけど、それまでの債権回収のありようにつきましては基本的には回収するっていうのが基本スタンスだったんですけど。平成25年あたりの包括外部監査の指摘で、先ほどから御案内してるとおり、その徴収コストに見合わない債権までずっと管理するのかっていうふうな別の指摘を受けたところです。



そういった指摘を踏まえまして、県のほうでは先ほどから御案内してるとおり方針をつくり、それからマニュアルをつくりっていうふうな形で債権管理取り組んできましたが、平成29年の包括外部監査でまた再度、一定の効果が見られるんですが、やっぱり条例も制定する必要があるのではないかっていうような御意見をいただきました。

その上で、平成30年に策定された現在の行革プランの中で、令和3年度までに、条例を制定するっていうふうなことが書かれております。

それはそこで1年前倒しになるんですが、先ほど他府県12県というふうな形で御案内しましたが、他府県さんも制定されているのが12県のうち、平成23年以降が9県という形で最近各県さんも同様の動きになっていると考えております。

**○山里将雄委員** 債権放棄っていう考え方は前はなかったというかね、すべきではないという考え方だったのかな。

ちょっと別のことを聞きますけど、先ほど、未収金の回収に向けた取組の中で個別マニュアルは各部局で随時つくってるというふうに聞いたんですけど、これは全てについてつくるんですか、それとも何か選択する、今どれぐらいつくられてるんですか。

**○武田真財政課長** 県のほうで債権が幾つか当然ございますが、まず行革プランで重点的に債権管理しようとする8債権があります。

その8債権については、個別マニュアルが全て作成されております。

それ以外にも債権がございますので、全体の債権数はちょっと確認をしておりますが、先ほどの8債権も含め、個別マニュアルのある債権としては20債権あるっていうのは確認しております。

**○山里将雄委員** 最後に、この同じこの取組の中でですね、福祉等施策との連携というのがあるんですけども、具体的にどういうことなのか、少し説明していただけますか。

**○武田真財政課長** 債権者自体が納付する意思があってもですね、支払えない状況っていう場合は理由としても様々あるかなと思っております。

大きく言うと、我々が想定しているものとしては生活困窮者の支援制度、それから、教育支援、それから金融機関の支援制度、そういったものを想定しておりまして、例えば生活困窮者支援制度としては、就労支援、就労準備支援と

か住宅確保給付金の支給であるとか、それから教育につきましても、就学援助制度、それから給付型奨学金の制度、そういったものを案内することですね、お困りになっている方の福祉の活用についても促していきたいというのを考えております。

○山里将雄委員 分かりました。  
以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか確認したいんですけど。  
復帰後から、直近までの債権放棄した件数と額っていうのを。

○武田真財政課長 件数につきましては130件です。  
額については少し、手元に資料がありませんが最大額で18億円、一番最小の額が6863円となっております。

○渡久地修委員 この6800円も、これは議会の同意を得て放棄したということになるんですか。

○武田真財政課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 それでね、今度のものは、この皆さんの条例を見ていると、債権の放棄ということ書いているけど、これは分かりやすい言葉で言えば、第8条では議会に報告すると書いてあるんだけど。いわゆる専決処分をして、その後議会に報告するというそういう考え方でいいのか。

○武田真財政課長 効果としては同じような形になると考えております。

○渡久地修委員 あと、最低が6800円、これを放棄するために、皆さんが職員を相当、いろんな調査をして、人件費もかけて議会にもかけて議会も、総務企画委員会でも相当の議論をして、放棄したということになるよね。

何ていうのかな。こういう債権を、皆さん方が、放棄せざるを得ないものまで抱えているといったことが県政に与える影響、どんな影響があるんですか。

○武田真財政課長 今回の条例制定に当たりまして県の債権回収、債権管理のありようそのものを変えてるっていうつもりは考えておりません。

ただ一方で、債権の管理の中で先ほどから言っている督促であるとか、分割納付であるとかっていう手続につきましては、様々な法令に、ばらばらに規定されているところがありますので、県民にとっても、債権管理の風上から風下っていうのは分からない、分かりづらいというところがあるかなと思っております。

今回の条例を制定することで、その手続が明確化になる。そういうことで、県民にも分かりやすくなることで、公正な債権管理事務が実現できると考えております。

一方で、県職員においても、先ほどから御案内してるとおり、徴収コストをほかのものに、これまでの徴収回収業務とかにシフトできますので、そういったことから、一層の債権管理が公正な手続ができるのかなというふうに考えております。

○渡久地修委員 県の予算があるよね。今年は7000億円と、今あるよね。

この予算書の中でこの抱えてる、52億円っていうのはどんな扱いになるのか。

○武田真財政課長 予算書っていうのはあくまで入ってくる収入を計上するものです。

今多分議員おっしゃるのは、決算書のほうで、調定をされていて、入ってきたお金と入ってきていないお金があるので、決算書のほうで確認できるかと思っております。

○渡久地修委員 この債権はずっと復帰前のものから残しておくっていうのはね、やっぱり行政運営上あまりよくないと思うんだよね。だから、ぜひ、これはこれで、今回の条例が出てきたんだけど。

それで、一つね。放棄する一議会の承認を得ないで500万円以下は、皆さん方のほうで放棄できるということをやるとね。

その際に、一番大事なのが、これを何でもかんでも500万円以下はどんどん処理していけばいいという安易なものに陥っていったらまた駄目だと思うんだよね。そのチェックの仕組みっていうの。これをどれぐらいの段階でのチェックの仕組みというのが、つくられているのか。

○武田真財政課長 今回500万円以下という形で限定的な形で債権放棄なんです。要件として、5つあります。

まず、第7条の第1号に書いてますとおり一簡単に言いますと債権債務者自体が不明かつ資力は判明しているんですが、徴収見込みがない方、それで時効期間が経過している方、それから第2号のほうでは、債権金額がそもそも低額で、コストに見合わないような方、それから第3号のほうでは、所在が不明で資力も不明、また時効が経過した方、それから第4号のほうで、債務者自体が亡くなって相続も限定承認された方、最後に破産法等の適用がされた方っていう形でかなり限定的になっていると思っています。

ですから、決してこれができたからといって返さないとかっていうことにはならないっていうふうに考えています。

○渡久地修委員 僕が聞きたいのは、それは皆さん方が事務執行する際に、これは例えば一つの課がやるよね。その課がこういうふうな判断をしたといったものに関して、内部的に二重三重のチェックは通常であれば、課長がチェックしたり部長がチェックしたりと色々なチェックの機能があるんだけどね。そういう放棄っていうことになるもんだから、ある意味では二重三重のチェックの体制というのは必要じゃないですかと。これはまた監査がやるよね。あるいは議会に出てきたときに議会もあるけど、しかし、そこに行く前に、内部での、これはもう、はい大丈夫ですという二重三重ぐらいのチェックの体制というのは、つくらんといけないんじゃないの、つくられてますか、ということよ。

○武田真財政課長 基本的には各部局のほうの案をです、総務部で協議をするという流れになっていきます。その中で、当然議会へも御説明できるかっていうふうなチェックも当然入りますので、安易—ある意味御心配されているような安易なっていうのは回避するっていうか、そういうことは考えているわけでありまして。

○渡久地修委員 あと、この条例の一番のあれはこの線引きよ、500万円。500万円線引きしたっていうことが一番あれだと思うよね。

なぜ1000万円じゃなかったの、なぜ300万円じゃなかったの、で500万円という。500万円線を切ったというところの説明をしっかりとやるようにならないといけないんだけど、そこは、どういうあれですか。

○武田真財政課長 先ほども少し御案内しましたが復帰後130件の債権放棄の

議案の中で、500万円以下っていうのが、いわゆる学生の奨学金であるとか、福祉の貸付金、そういったもので、いわゆる今回の5つのその要件に当てはまるっていうものが500万円以下だったらほぼ当てはまるだろうというような考え方です。

一方で、500万円以上の債権については、やはり一定の政策判断の余地があるような債権であると考えまして500万円を線引きをしたところです。

**○渡久地修委員** 最後に第8条だけど、専決処分をやった場合にはいろんな法の執行が、議会あるまで間に合わなかったからやりましたとかっていろいろあるよね。あれは承認案件になるのかな、出てくるよね。

この第8条の議会に報告しなければならないっていうのは、これは、この専決処分との関わりでどんな形の報告になるのかな。例えば、何件について放棄しましたっていうだけの報告になるのか、一件一件詳しく報告するのか。その辺が定まっているのか、あるいはこれは議会とのこれからの調整になるのか。規則で決まってるはずよね。

**○武田真財政課長** 議会への提出時期については、処分をした翌議会で報告させていただきたいと考えております。

その際に提出する内容としましては、例えば債権の内容、それから債務者、それから債権の額、それから放棄額、それから放棄する理由、そういったものをまとめた形で、他府県の例に倣いながら報告させていただきたいと考えております。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○又吉清義委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につ

いて審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 ただいま説明資料の10ページを通知させていただきました。そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。

乙第3号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、工業技術センターの機器の使用料等について、徴収根拠を定め、及び廃止するほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地域連携薬局の認定のため、認定の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであります。

施行期日は一部を除き令和3年4月1日としております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 工業技術センター使用料についてまず伺います。機器使用料の新設というのがあると思います。まず、どのような機器が使用されてユーザー側としてどのような利便性が図られるのかお伺いします。

○照屋正映工業技術センター研究主幹 お答えします。

今回、新設いたします機器ですが、工業技術センターに設置している機器5件について、新たに使用料徴収するためのものがございます。

具体的には、植物試料などから、水や有機溶媒などの溶剤により有用な成分を多数効率的に抽出する装置ですとか、アルコール、醸造物中の一お酒などのアルコール濃度を測定するために、アルコールを抽出する装置、また、果実などから果汁などを搾汁する装置、また、いわゆる3Dプリンターと呼ばれる、樹脂を使った3次元の造形機、こういったものの使用料を定めることになっておりまして機器を利用する企業さんの技術開発などの利便性が図られるものと

考えております。

**○当山勝利委員** 今言われた機器を新設された理由ですね。そのユーザーの要望があったのか、それともこの時代の流れでそういうトレンドが必要だったのかお伺いします。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** お答えします。

新設する装置の中には、要望などがあったりして、整備するものもあれば、どちらかというところまで研究開発に用いてきまして、それが、一定の研究が終わった段階で、外部に使用させても支障はないだろうということで、外部の企業さんにも積極的に貸し出していこうということで新しく設定するものがございます。

**○当山勝利委員** 分かりました。次に移りますね。

今度、その下の廃止のほうなんですけれども、使用料で廃止されているものがあります。こちらのほうは老朽化等によって廃止されているわけなんですけれども、廃止した場合、当然その機器が使えなくなるので、ユーザーとしては代替装置があるのか、それとも、そもそもそういう装置は今の時代必要なくなったのか、ちょっと御説明お願いします。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** 廃止する機械につきましては、代替装置が工業技術センターの中にあるものもございます。それから、ないものにつきましては、近隣の機関で同様の機械が貸出しに供されていることを確認しております。

**○当山勝利委員** 一部近隣の機関で、代替可能だということなんですけれども、近隣の機関というのは民間さんでしょうか。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** 県の健康バイオテクノロジー研究開発センターですとか、琉球大学のほうになります。

**○当山勝利委員** あわせてですね、その手数料ですね、配信資料の中に入っている表の中の手数料、先ほどの答弁も一緒に聞きたいんですけれども、民間機関とか代替機器や民間機関での分析が可能になったということで、廃止しましたよというのがあるんですけれども、工業技術センターでやられたときの料金

と、それから民間に持っていったときの手数料と、差はないのか。

公的なものを行ったほうが何か安いんじゃないかなという考えがちょっと私  
はあってですね、今質疑しているんですけれども、民間に持っていったときに、  
何か高額になるんじゃないかなとか。それで結局、やろうとした分析が、何回  
かできたものを圧縮してやんなきゃいけない、ユーザー側としてやんなきゃい  
けないとかそういう状況になっていないのかな、ならないかなっていうちょっ  
と心配があってお伺いします。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** 民間機関の詳細な数値は持ち合わせて  
はいないんですけど、我々のほうと大きくは変わらないのではないかと考えて  
おります。

**○当山勝利委員** 調べたほうがいいと思いますけど。そこら辺はやはり結局、  
分析って何回かするわけですよ。1 実験について何回か分析するわけですよ。  
皆さんよく御存じだと思うので、何回か分析するので、1 回この何千円とか何  
百円だけじゃなくて、バルクで、結局お金がかかるわけじゃないですか。

そうするとそれが民間持っていくと、これがちょっとでも高くなると掛ける  
何回分になっちゃうので、そこら辺はきちんと調べていただきながら、廃止す  
るものは廃止する、それから充当すべきものは充当すべきものとして、沖縄県  
の工業技術等に寄与する皆様方のお仕事だと思うので、そこら辺は丁寧にやっ  
ていただきたいんですがどうでしょうか。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** 委員おっしゃるとおりで、市場での金  
額を確認して、企業さんが大きな不利益を被らないか今後確認していきたいと  
考えております。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑はございませんか。

西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** 地域連携薬局っていうものがこれからできていくっていうこ  
とだと思っておりますけれども、従来のものとの違い、何のためにそのような薬局  
ができるのか。

**○津波昭史衛生薬務課主幹** お答えします。

今回の法改正では、国民が住み慣れた地域で、患者が安心して薬品を使うこ



とができるようにするための薬剤師、薬局の在り方を見直し、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の知事認定制度の導入を行うこととして、医薬品医療機器等法の改正が行われております。

今回導入される薬局、まず1つ目が、地域連携薬局といいまして、外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や、入退院時を含め、ほかの医療提供施設との服薬情報の一元的、継続的な情報管理を行いまして、その患者さんが関わる医療機関、福祉施設、そういったところの連携ができるような薬局について認定を行うこととしております。

もう一つ目が、専門医療機関連携薬局というもので、がん等の専門的な薬学管理が必要な患者に対して、ほかの医療提供施設との緊密な連携を行いつつ、より丁寧な薬学管理や高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局について認定をすることができるようになります。

**○西銘純恵委員** 今の説明であまりよく分からないんですけど、専門医療機関、がんとかっておっしゃって認定薬局っていうのは、そういう治療している大きな病院等のもので、ここには手数料って書いてないので、県と関わりはないっていうことで、あるのかなと今受け止めたんですよ、専門医療機関と表現されたので。

地域連携薬局っていうそのものが、これまである院内薬局、調剤薬局、それと、地域連携薬局というのが別に何らかの薬局ができるっていうことになるのか、既存のものが機能を果たすっていうことでどんな感じに出てくるのかっていうのをちょっとイメージが湧かないので、そこら辺で、読んで文字は同じように受け止めているけど、あまり、内容が分からないということで説明を丁寧に求めたいと思います。

**○津波昭史衛生薬務課主幹** これまでこの法律の中で、薬局というものが都道府県知事の許可を受けて開設することができるんですけども、この通常の薬局というものは、医薬品の販売ですとか、あとは病院医療機関から発行される処方箋に基づいて、医薬品を調剤して患者さんに届けるというような役割があるんですけども、これは、患者さんが処方箋を持ってきて、例えばですね、処方箋を持ってきてそれに対して医薬品を提供するというような役割がこれまでの薬局なんですけれども、今回新たにつくられました地域連携薬局というものについては、今後患者さんが、どんどん高齢化社会で高齢化するのに伴って、いろんな病気に対する医薬品の種類がたくさん増えていく可能性がありまして、それらをいろんな医療機関に患者さんが受診することによっていろんな薬

が処方される可能性があるんですけども、それらをどういった薬がその患者さんに対して処方されているのか、そういったものを今まで一元的に管理する必要があると言われてはいるんですけども、それがなかなか管理できてないっていう現状がありまして、いろんな医療機関さんと連携して、この医薬品について、一元的に管理する仕組みっていうものが、今後の高齢化社会に対して求められていくというふうな議論があったんですけども、そういういろんな医療機関さんと連携して、患者さんに対していろんな薬が出ている、それらを患者さんのために、情報を管理して、薬局、薬剤師さんが患者さんが、かかりつけの薬局薬剤師を持って、一つの薬局が一つの患者さんに対していろんな処方される医薬品を管理して副作用のないような管理を行ったり、ちゃんと適正な医薬品を患者さんに対して提供できるような仕組み、それをいろんな医療機関と連携を取りながら地域の医療に関わっていけるような薬局というものが求められている。

それらを今回、そういった機能を持つことができる薬局に対して都道府県知事が認定できるっていう仕組みを国が法律改正で導入していくっていうような経緯になっています。

**○西銘純恵委員** 歯医者さんに行くとき遠方、眼科に行くときまた別っていうそういう1人の患者さんが内科行く、どこ行くっていう、高齢化して、整形行くとか、いうものを、この地域連携の薬局っていうことができたなら、そこに全て、薬を調合してもらっていう意味なのでしょうか。そしたら身近にあるそういう薬局がその認定を受ければ、地域連携ということのできる、ということなのか。

よく今の地域連携が一般的には、あちこちにある、そういう単科の薬局の部分を、那覇だったら何か所かとか地域連携でできるのかなあとか、そんなイメージはあるんですけど。

どういうふうになるんですか、この地域連携薬局というのが。

**○津波昭史衛生薬務課主幹** イメージとしましては、患者さんが薬局を選ぶ権利があると思うんですけども、ある一人の患者さんが自分のために、薬を出していただける、かかりつけの薬剤師、薬局というのを持ってほしいというのがまず一番、国が今後の薬局薬剤師に求めている機能になってまして。

県内にも500か所ぐらいたくさん薬局があるんですけども、いろんな薬局に患者さんが、医療機関から処方箋をもらって、いろんな薬局に回ってしまうと、例えば医療機関で同じような薬を、処方されたとしても、いろんな薬局に

行ってしまうと、それが、同じような薬をたくさんもらってしまって、それをまた飲んでしまうと患者さんにとっても、よくない影響が出る可能性がありますので、ある患者さんがいろんな処方箋をもらったとしても1つの薬局、薬剤師さんに相談することによって、どういった医療機関からどういった薬が処方されているのかっていうのを一元的に管理することが可能になると思うんですけども、その患者さんに対してどういう薬が処方されてるのかで、例えば、同じような薬がもし処方されているのであれば、こういった薬については複数出てますので、処方する必要はないと思いますよっていうのを、医療機関と薬局が連携することによって、不要な薬を取り除くことができる可能性もありますし、いろんな薬が出ることによって、もしかしたら副作用が出る可能性もありますので、そういったものを1つの薬局、薬剤師さんが管理することによって、この患者さんに適した医療が提供されることにもつながりますので、そういう、患者さんが、薬局薬剤師を選ぶために、地域医療の中にこの薬局薬剤師さんが入って、地域の医療機関と連携しているっていうのが、その患者さんが選ぶことが、この地域連携薬局は認定されていることによって患者さん側として、そういう、医療機関と連携できてる薬局なんだっていうのが、患者さん側からも分かる。

そういう名称を明らかに周知する一患者さん、一般県民に周知することによって、選ぶ利益が患者さんにとってもメリットが出てきますので、そういった意味の法改正が行われたというふうな形になります。

**○西銘純恵委員** 先ほど私が事例で言った、1人の患者さんが身近にある内科の薬を処方する調剤薬局、全県で500件ぐらいあるっておっしゃったけれども、そこを一元化、自分の薬剤の一元化をする、この地域連携薬局ということになれば、そこで、ほかの科を受診したりとか、そういうことがあっても、そこ認定を受ければできるよ、っていうことでよろしいの。薬局がその地域連携っていうのを認定を受けなければ、そこに一元化はできない。今までの調剤薬局とかあるものが、逆に大手の資金力のあるところに淘汰されてね、薬局そのものも少なくなっていくっていうのが今後出てくるのかとか、やっぱりいろいろ想定するので、患者との関係で一元管理もどうなのかなとかっていうのもあるんですけど、ただ身近に、これまで通っていた調剤薬局が、条件っていうの一地域連携薬局になる条件っていうのは、500件はあるっていうことでよろしいですか。認定を受けられる薬局でよろしいんですか。

**○津波昭史衛生薬務課主幹** どの薬局さんもその要件が整えば、地域連携薬局

の認定を受けることは可能になります。

○西銘純恵委員 すいません、やっぱりさっき言った大手が入ってきてとかあるので要件が整えばっていうところをちょっと、今、専門の部にはなっていないので、どこまで審議するかっていうのもあれですが、ただ地域連携薬局の認定を受けるときに申請のための手数料ということで、条例提案ありますので、それは、別の議論ということで一応とどめたいと思います。

以上です。

○津波昭史衛生薬務課主幹 少しちょっと補足させていただきますと、国会の中でも、そういう小規模薬局について、やっぱり、認定を受けることが難しいのではないかというふうな議論が一部行われていたようなんですけれども、例えば地域連携薬局を受けるために休日夜間の対応も要件の一つになっておりまして、そういうどの時間でも対応できるような体制を取っていることってというのが要件の一つになってるんですけれども、これらについては、例えば国のほうの答弁の内容を確認したところ、小規模薬局の認定取得を促進するための具体的な要件についても、今後示していきたいというふうなお話をされていまして、例えば、休日夜間の調剤応需体制につきましては、地域で輪番制で対応している一ある薬局が24時間対応できるように輪番制で、ほかの薬剤師、ほかの薬局で勤めている薬剤師さんが参加できるような仕組みが一部行われてる薬局もあるみたいなんですけれども、そういった輪番制に参加していることをもって、休日夜間の対応ができていうふうな、要件を緩和するわけじゃないと思うんですけれども、そういう対応をしている薬局さんも要件を満たしているというふうに、今後そういった取扱いも国のほうからも随時示すというふうな話が出てますので、そういう大手の薬局さんだけでなく、地域で活躍されているような地域に密着した小規模の薬局さんも認定が取れるための、促進するような方策については国のほうも数値等で今後示していくというふうな話を聞いております。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案包括外部監査契約の締結についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、説明資料の19ページを御表示ください。

今、通知させていただきました。

乙第35号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

この議案は、令和3年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。議案の内容は、契約金額の上限を1071万3000円と定め、契約の相手方を弁護士の宮里猛氏とするものであります。

以上で、乙第35号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案沖縄海区漁業調整委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 次に、説明資料の21ページを御表示ください。

乙第39号議案沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、海区漁業調整委員会委員15名が令和3年3月31日に任期満了することに伴いその後任を任命するため、漁業法第138条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回御提案いたしました赤嶺博之氏をはじめとする15人は、いずれも漁業に関する識見があり、海区漁業調整委員会委員として適任でありますので、議会

の同意を得て任命したいと考えております。

なお、御提案いたしました15名が任命されますと、そのうち7人が再任となります。

また、提案に係る履歴書を掲載した議案説明資料、履歴書もございますので御参考に御覧ください。

以上で、乙第39号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第39号議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第40号議案から乙第43号議案までの専決処分の承認についての4件について審査を行います。

なお、ただいまの議案4件については、説明は一括して聴取することとし、質疑は議案番号を申し述べてから行うこととしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 次に、説明資料の25ページを御表示ください。

乙第40号議案から乙第43号議案専決処分の承認について御説明いたします。

乙第40号議案から40ページの乙第43号議案の4件は、新型コロナウイルス感染症対応のため、早急に予算を補正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、乙第40号議案から乙第43号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第40から第43号議案までの4件に対する質疑を行います。  
質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案から乙第43号議案までの4件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時17分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情令和2年第125号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、総務部関係の陳情案件について御説明いたします。

ただいま通知しました陳情説明資料の陳情一覧表を御覧ください。

総務部関係の陳情は、継続陳情6件、新規陳情1件の合計7件となっております。

処理概要の変更のありました継続陳情3件と新規陳情1件について、継続陳情のほうから御説明いたします。

1ページを御覧ください。

陳情令和2年第125号自動車税に関する陳情でございますが、徴収猶予の特例制度が適用期限を迎えたことに伴い、処理概要の1について下線で示したとおり変更しておりますので、読み上げて御説明いたします。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い我が国経済に多大な影響が生じていることから、令和2年4月に徴収猶予の特例制度が創設され、多くの納税者について納付を猶予しております。

当該特例制度の適用期限以降の対応においては、総務省通知に基づき、既存

の猶予制度を柔軟かつ適切に運用することにより、引き続き納税が困難な納税者に配慮した制度運営を図ってまいります。

陳情令和2年第125号の説明は以上となります。

次に、ただいま通知しました2ページを御覧ください。

陳情令和2年第153号令和3年度沖縄振興予算の拡大確保並びに沖縄鉄軌道の早期実現を求める陳情でございますが、令和3年度の内閣府沖縄振興予算案が示されたことから、その内容を踏まえ、処理概要を下線で示したとおり変更していますので、全体を読み上げて御説明いたします。

下線のところ、3段落目ですかね。

沖縄県としては、市町村と連携を図りつつ、内閣府と意見交換を重ねながら、3000億円台の沖縄振興予算の確保やハード交付金を含む沖縄振興一括交付金の増額、地方向け公共投資補助金等の確保に向けて取り組んでまいりました。

昨年12月に閣議決定された令和3年度沖縄振興予算案においては、本県及び市町村が強く増額を求めている沖縄振興一括交付金は減額となりましたが、国の財政状況が厳しい中、公共事業関係費等については、前年度同規模となる約1420億円が計上されたほか、令和2年度第3次補正予算に計上された約99億円を含めると、前年度を上回る予算が確保されました。

県においては、令和2年度第3次補正予算と令和3年度予算案を合わせた沖縄振興予算を積極的に活用し、最終年度を迎える沖縄振興計画の総仕上げに全力で取り組んでまいります。陳情令和2年第153号の説明は以上となります。

次に、ただいま通知しました3ページを御覧ください。

陳情令和2年第154号やんばる観光推進協議会のコロナ対策への支援等に関する陳情でございますが、下線部のとおり陳情令和2年第125号と同様に処理概要の一部を変更しております。説明のほうは省略させていただきます。陳情令和2年第154号の説明は以上となります。

次に、新規の陳情1件につきまして、陳情の要旨は省略し、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しました7ページを御覧ください。

陳情令和3年第53号沖縄尚学高校及び附属中学校の運営改善等に関する陳情につきまして、処理概要を読み上げて御説明いたします。

次の8ページを御覧ください。

1から5について、私立学校は独自の教育理念や校風を持ち、その自主性が尊重されるとともに、公共性を高めるための特別の法人である学校法人により運営されており、学校法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき設置される理事会、監事、評議員会がその役割や機能を発揮させることで、自主的かつ効果



的に運営することとなっています。

県では、私立学校の教育条件の維持向上、生徒の修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校に対し運営費の助成を行っており、毎年補助金が適切に執行されていることを確認するため、対象経費の確認及び検査等を実施しているところです。

陳情にある元相談役と顧問弁護士及び各種報道等に関する調査、第三者委員会及び利害関係者との協議の場の設置については、学校法人の責任及び判断の下、実施されるべきものと考えております。

県としましては、私立学校の自主性や独自性を尊重しつつ、尚学学園に対し、その教育方針、教育体制等について保護者等に丁寧に説明するよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 陳情第53号沖縄尚学高校及び附属中学校の運営改善等に関する陳情について質問したいと思います。

8ページの処理概要を読みますと、運営費の補助をしているので、その対象経費の確認及び検査等を実施していると。

この件については、いろんな報道等については丁寧に説明するよう働きかけていきたいというような処理概要になっているんですけども、これは前回12月でしたかね、12月の委員会のこの場での答弁からちょっと後退しているような気がするんですね。

前回の総務企画委員会では、総務部長の答弁で、コンプライアンスに反していないかというところを追加で調査している、それから理事会の議事録等も確認させていただく、健全な学校運営を行われているか一特に生徒さんたちの不

安がなくなるように、県としても今後とも努めていきたいというような答弁が12月にあったんですけれども、今回の処理概要というのはこれから大分後退しているような印象を受けるんですけれども、いかがでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 議員のおっしゃるとおり、前回、調査等を進めていくという話をしました。

その調査については基本的に進めてきまして、まだ学校側との調整等を進めているところではありますが、いろんな点が分かってきたというのもあります。ただ、学校法人における問題としては幾つか見つかっているところですが、学校教育現場のほうにおける、補助金等を交付して実施されている部分については適正に執行されているという考えであります。

それを踏まえて処理概要を今記載しているという形になります。

○國仲昌二委員 対象経費の検査、適切に運用されているかというのについては、そこだけしか関わらないというような考えなんですかね。

○下地常夫総務私学課長 補助金につきましては、私立学校振興助成法に基づきまして学校の運営経費に対して補助をしております。

これについては、補助金適化法なり県の補助金の定め、そういったものに、当然該当する場合、指導等を行っていきます。

今、私立学校の補助金以外の部分、実際の運営の中での学校内部の問題等につきましては私立学校法等に関わる部分ですので、基本は学校法人が主体になりつつ、県としましては、法律の違反であるとか学校の寄附行為の定め等に反する—そういったものが明らかになった場合には、当然ながら指導等を徹底していきたいと考えております。

○國仲昌二委員 7ページの真ん中あたりですね、また、理事長はという部分で、沖縄尚学と尚学院との間で違法な利益相反行為を行ったというような部分がありますけれども、これについては把握しているでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 これにつきましては、昨年の10月に新聞報道がありまして、その尚学学園のほうで、契約等でコンプライアンス違反があるのではというような疑念が出たところです。

それを踏まえて県としては、実際尚学学園等から聞き取り調査を行いました。その結果、聞き取りにおいては実際の理事会の手続、また、利益相反の場合は

実際に関わる当事者は議事から外して協議をするという手続がありますので、そういったのはきちんと行われておりましたので、私立学校法なり、そういったものには問題ないというふうに把握していたところです。

その後、11月の時点で、尚学学園の監事のほうから私立学校法第37条に基づく県への報告書が提出されております。その中で、その執行契約に係る法手続に問題があるのではというような指摘がありました。

これを踏まえまして、県としてはさらに調査を行い、また、弁護士や国とも相談して、関係機関とも相談したところ、私立学校法等の手続等は取られているものの、他の法律、労働者派遣法等の許可等の手続等に不備があるのではというような可能性が出てきたところです。

そういったのを踏まえまして、県としましては、2月になりまして行政指導という形で、学園に対しては助言という形で文書で指導を行っているところであります。

**○國仲昌二委員** 指導を行った、こういった指導なんですか。

**○下地常夫総務私学課長** 基本的には、私どもは私立学校法等を所管しておりますが、労働者派遣法等については詳細等は関知しませんので、何に違反しているかよく分からない部分があります。

ただ一方で、関係機関等と確認したところ、これの手続等にちょっと問題がある可能性があるということで、学園のほうにはちゃんと法的な手続がなされるように、関係機関とも調整した上で適正な契約等を行うよう、助言という形で行政指導の文書を発したところであります。

**○國仲昌二委員** 私がさっき言った違法な部分というのに関連するかどうかと思うんですけれども、その理事長が尚学院に対して、理事会の承認なしに送金をしたというような話があるんですけれども、この辺は把握していますか。

**○下地常夫総務私学課長** この辺は学園の内部での理事会でのお話ですので、私どもとしてはこの場での答弁は差し控えたいと思います。

**○國仲昌二委員** もしこれが事実だったとしても、それは県としては関知しないということなんですか。

**○下地常夫総務私学課長** 法律に違反している可能性があるということで、そ

の取引について指導を今行っているところでもあります。

○**國仲昌二委員** 違法行為を行った可能性があるということは、指導で収まるんですか。

○**下地常夫総務私学課長** これにつきましては、学園の内部でちゃんと関係機関と協議を行い、そして何が正しいやり方なのか確認した上で、私どもに回答をすることになっております。

現在、まだ回答を待っているところでございます。

○**國仲昌二委員** 今、回答を待っているということで、もう一度7ページの陳情の内容に戻るんですけども、さっき読み上げた違法の利益相反行為を行ったの次の段落ですね、理事長は反社会的勢力と関係があるとされるA氏を相談役に任命したという部分があるんですけども、この辺については、県は把握しているのでしょうか。

○**下地常夫総務私学課長** 相談役につきましては私立学校法等に規定はございませんので、各学校の判断、学校法人の判断だと考えております。

以上です。

○**國仲昌二委員** ということは、反社会的勢力と関係がある人が相談役になったとしても、県としては関知しないということによろしいですか。

○**下地常夫総務私学課長** 学校法人の判断だと考えております。

○**國仲昌二委員** もう一度確認しますけれども、反社会的勢力と関係がある人が、もしですよ、関係がある人がこの学校の相談役に任命されたとなっても、県としては、それは関知しないということなんですか。

○**下地常夫総務私学課長** 私立学校法の規定では、理事や監事、諮問機関に当たる機関についての規定はございますが、相談役についての規定はございませんので、法人のほうで相談役の必要性等を判断して任命等されているかとは考えるんですが、今おっしゃっているように、どのような方を任命するかというのは一般常識的に判断されるのが適当ではないかと考えるところです。

○**國仲昌二委員** さっきの質問に戻るんですけども、こういった関係があるとされる人が相談役に任命されているということは県は把握しているんですか。

○**下地常夫総務私学課長** いえ、この辺は報告等も特に受ける話でもございませんので、把握している状況ではございません。

○**國仲昌二委員** その次の部分、次の行の部分ですけれども、学園がA氏から多額の寄附を受けているというのについても県としては把握していないということではよろしいですか。

○**下地常夫総務私学課長** 時期にもよるとは思いますが、財務処理、会計処理上のものに寄附金とかの項目がありますので、ただその寄附金、どなたからというのは私どもとしては把握はしていないところでございます。

○**國仲昌二委員** あと、その次の段落のほうで、理事長に異を唱える教職員が報復人事を受けるなどの状況下という部分があります。

この辺の調査はしているのか、把握しているのかお聞かせください。

○**下地常夫総務私学課長** 基本的には私立学校の自主性や独自性を尊重しつつ対応するのが行政の基本という形になっておりますので、教職員等の人事についてまでは私どもとしては関知していないところでございます。

○**國仲昌二委員** 県がその学校に助成していると、そこでいろいろ問題があるということで、12月にはその辺の部分は調査して、生徒に不安がないようにしたいということでの答弁だったんですけども、今回のこの処理概要を見ると、この辺が全く見えないので、本当に県の関わり、これだけでいいのかというのはちょっと疑問に思うところです。

それから、陳情の内容についてもいろいろ問題があるようですけれども、これについても特に関知しないというような答弁だったかと思って、ちょっとこの辺を心配するものです。

もう少し、助成金を出すのであればしっかりと関わって、12月に答弁したように、子供たちの不安がないような方向に持って行ってくださればなというのを要望して、私は質疑を終わります。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はございませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今のやり取りを見て、とてもですね、何か人ごとのようなお話をしているんですけれども、僕は、今、何でこの陳情が出てきたかという背景をよくよく皆さん考えていかないと。

課長が答弁しているのはね、私立は独自性があるから私たちは関知できない部分があると言っているのは分かるんだけど、では何で補助金を出しているんですか。

どういう基準で補助金を出しているんですか。

○下地常夫総務私学課長 補助金につきましてですが、学校教育法で、学校は国と地方公共団体、そして学校法人のみが設置できるという形になっております。

国は学校を運営する主体として学校法人制度を設けて、私立学校で行われる学校教育については国が定める仕組み、基準に沿って実施されることにより、公共性を持っているものと位置づけております。

そして、国においては毎年の文部科学省において財政計画で国庫補助制度、そしてまた、地方交付税措置等を実施しておりまして、それを踏まえて、県としては予算を計上して、私学教育の振興、そして就学に係る負担軽減等を図っているという形になります。

○仲村家治委員 先ほど行政指導、また回答がまだ返ってきていないと。明確にどういう質問をなさっているか、お答えください。

○下地常夫総務私学課長 令和3年2月15日に沖縄県知事から尚学学園宛てに文書を出しております。

タイトルとしましては、学校法人尚学院の講師及び学校法人尚学学園の出向に関する助言についてということで、そのまま読み上げます。

県では尚学学園の監事から、令和2年11月6日付で私立学校法第37条3項に基づく御報告の提出を受け、その報告の中で、職員の出向契約は法に抵触しないよう適正な手続が求められるとの意見があったことから、労働局等から聞き取りを行うなど調査を行ってきたところです。

講師の出向については、私立学校法、学校教育法の規定に抵触するものではありませんが、労働者派遣等の法律に規定に抵触する可能性について労働局から指摘があるところです。

学校法人におかれましては、法令に基づき、設置する私立学校を運営することが求められることから、労働局等と相談の上、下記については是正等を検討し、県に報告するよう助言しますということで、文書を発出しているところです。

○仲村家治委員 質問事項はこの1件だけですか。

○下地常夫総務私学課長 それに加えましてもう一件、尚学学園に対しては行政指導を行っているところです。

これは令和3年2月17日付で、沖縄県知事名で尚学学園に対して発出しております。寄附行為に基づく法人運営について指導という形の文書です。

県では尚学学園について私立学校法等の法令や寄附行為に基づき適切に運営がなされているかの確認を行ってきました。

これまでの報告をまとめますと、令和2年3月17日開催の理事会から、9か月が経過した12月の時点においても議事録が作成されていないというようなことが確認されました。

寄附行為に基づき、議長は理事会の内容について議事録を作成しなければならないという規定に違反していることから適切ではないと考えるということで、これについて、寄附行為の規定にのっとり、適切な法人運営を行うよう指導しますという形で、今、その再発防止策等について求めているということです。

○仲村家治委員 この2件を尚学学園に回答求めているという話です。

陳情の内容があまりにも生々しい部分があつてですね、運営に関して何らかの問題があるということ、これは沖尚のOBの皆さん、そして、現職のPTAの父母会の皆さんが危機感を持っている中で、県として何らかの立入り、聞き取り、もうちょっとやるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 処理方針にありますように、基本的に私立学校の自主性等を尊重しつつ、県としましては法律等の違反または寄附行為に違反する事案がないか、その辺については、きちんとして指導をしていきたいと考えております。

○仲村家治委員 まだ回答が返ってきていないという話もあるので、これは継続してやらないといけない案件なので、もっと、こういう補助金を与えている法人が、学校法人がこのような、生徒たちを不安にさせている状況をPTAの

皆さんはじめ、学校関係者がこのように切実に陳情を出していることをやっぱり県はもっと重く受け止めて、何かできるかをもう少し掘り下げてやっついていかないと、事実、学校法人—私立の法人だけど、県が立入りできない部分もあると思いますよ。

ただね、もうちょっと親身になって、何かできることを探るぐらいの姿勢が見受けられないので、これは回答を待ってもう一度、お話を聞かないといけないわけですから、ぜひ皆さんも、今、尚学の置かれているこういった状況—危機的な状況だと私は思いますので、もっと専門的な知識があれば僕も指摘ができるんだけど、まだそこまで研究していないから、今日はやめますけど、ぜひもう少し親身になって、何か相談に乗れるような形を見出してほしいなと思いますので、ぜひこの辺を強く要望して、私の質疑を終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 同じようなものですがけれども、昨年11月にもそういうような趣旨のものが出されて、また今回も出されているということで、11月の議会でも、そのような形の中での質疑等やり取りがあって、県が介入といったらおかしいですけど、そういう実情を把握する必要があるんじゃないかということも言われてきましたよね。

その中でいろいろ、私学の中での法的なものの中で、立入りすることができないというふうなことでありましたけど。

ただ、皆さんの中では、いわゆる、私学の学校法第60条の規定の中で援用しながらですね、著しく適正を欠くことが認められるというような状況の中では指導する、あるいは打ち切ることもできるんだということも言っているわけですよ。

その中で、2回も出されている現状に対して、本当にその子供たちのために改善する姿勢が見えているのかというのが問題だと思うんですよ。

その辺どうですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほどの仲村委員からの御意見も含め、委員からの指摘につきましては真摯に受け止めて、私どもとしても、何ができるか考えていきたいと思いますが、今、委員から御指摘あるように、私学法の中で法令に違反しているとき、運営が著しく適正を欠くときの処置命令等の措置があります。



それを、基本的に根拠にしながら、その前段階という形で行政指導等を進めている段階でありますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○平良昭一委員 陳情書の中で、中段ぐらいに、沖縄尚学と尚学院との間で違法な行為があったということがありますが、僕このことがよく分からないんですけど、この沖縄尚学と尚学院とはどういう関係があるんですか。

○下地常夫総務私学課長 沖縄尚学院、塾のほうですけれども、もう一つ、尚学学園ということで、高校、中学等を設置しているところですが、両方とも学校法人という形になっておりまして、代表者が同じ名城政次郎さんになっております。

○平良昭一委員 要は、同じ許認可を受けているという中で、皆さんが支援しているのは、私学として支援しているのは、両方やっているんですか。

○下地常夫総務私学課長 尚学学園につきましては、学校を設置しているということで、中学校、高校等に対する運営費の補助を行っているところです。

尚学院につきましては、専修学校という位置づけになりますので、職業実践課程に係る補助等を実施しております。

○平良昭一委員 この尚学院と尚学学園、これはいわゆる運営自体は、関わっている方々が、いわゆる先生だと思えますけどね、先生は両方兼ねていいのか。

○下地常夫総務私学課長 出向の契約についていいますと、尚学院のほうに在籍している先生が出向という形で尚学学園のほうに来て、授業等を実施するという形で、採用としては別形態という形になりますので、法律的には一応、問題はないという形になります。

○平良昭一委員 法律的には問題ない。そうであれば、皆さんが支援している尚学学園に対してのものの中で、尚学院の運営も、先生方が兼ねているということであれば出てくるわけですよ。逆もあり得るかもしれません。

その辺、本当に法的なクリアができているような状況ですかね、今。

○下地常夫総務私学課長 補助金の話で言いますと、尚学学園は学校として、生徒数をベースに、本務の教職員等を使った形で補助金等を算定している形で

す。したがいまして、出向してる者についてはカウントはされないのがベースになります。

尚学院のほうは、私どもは専修学校の職業実践課程としての補助金をやっていますので、こちらは、実際の教育活動をやった部分という形に対する補助という形ですので、またこれも二重になるというようなことはないと理解しております。

○平良昭一委員 尚学院から一専修学校ですよね、そこから尚学学園に出向している形。福利厚生費とかもそれぞれ別々で考えていくの、この先生方の給与も、給与、福利厚生費。

○下地常夫総務私学課長 深く内容まで答弁するのはなかなか難しいところではあるんですが、労働者派遣法の問題にならないケースとしては給与額、それに健康保険料とか厚生年金保険料、それを支払う形での派遣であれば、労働者派遣に該当するとか、問題になるような形ではないというようなことを聞いております。

ただ、過去の取引においてはそれを上回る形のものが見受けられるということで、ちょっとその辺の調整が必要だというふうに聞いているところです。

○平良昭一委員 両者の関係がそれぞれ違う立場であるし、専修学校と私学との問題があって、その中での問題、法的な問題の中でいろいろ言われていますけど、この人材派遣法との問題の中で、いろいろ抵触するようなことがあるんじゃないかと言われているんですけど。

○下地常夫総務私学課長 ちょっと人材派遣法というのがよく私のほうで認識してなくてちょっと分からなくて申し訳ないんですけど。

今、私どもが文書で行政指導してるのは、いわゆる労働者派遣法について、関係機関との調整が必要であるということで指導を行っているところであります。

○平良昭一委員 いろいろな問題から、2回にわたって出されているということは、かなり何かあるんだろうというふうに僕らも臆測をせざるを得ないんですよ。

であれば、しっかりした予算を出しているのであれば、それなりの調査する第三者委員会を設置してくれと言っているわけですから、平等な立場の中で県

の中で一応調査をする必要があると思うんですよ。場合によっては、我々は、2つも陳情出されているから、委員長、参考人として呼ぶべきこともあるじゃないかなと。教育に関わる問題であって、この同じ短期間で2回もこういうのが出されて、改善されてないということの中で言われると、我々だって、その中身を知らざるを得ないような状況になってくる。

学校現場のことで心配してるのは、子供たちにその影響が出ないかというのが一番大問題であるし、早めに解決してほしい。第三者委員会の中でやってほしいというお願いでありますので、しっかりとした考え方を持ちながら対応していただかないといけないと私は思っています。

その中で、学校内の理事会の問題だというふうに捉えているのは皆さん方もかもしれないけど、理事会が最高決定機関であれば、それに対してのPTAの中からもいろいろ苦情が出てきてそういう陳情になるわけですから、その辺もしっかり整理しながらやってあげないと、これから新しい学年が始まる、こういう私学に対するイメージダウンにつながると困るんですよ。

これから、通信教育の中でいろんなところの沖縄が優位性を持って、通信教育が広がっていきこうということの中で、さきの予算の中でも議論はしてきましたので、そういう私学に対するイメージがダウンしないようなこと、徹底して皆さんは調査をすべき状況だと思いますけど、その辺どうでしょうか。

**○下地常夫総務私学課長** 委員が学校、そして、生徒、保護者等を心配するお気持ちはよく分かるところですが、私どもとしましては、私立学校法の理念、また、その規定に基づき行政を行っているところであります。

県としては、陳情の処理方針にありますように、私立学校の自主性、独自性を尊重しつつ、一方で、法律や寄附行為に違反していることが明確に判断されれば、厳しく指導等を行っていききたいと考えております。

**○平良昭一委員** これはもう徹底して、今の段階でやっておかないと、入学者が減るような状況になってきたら困りますよね。その辺はぜひ頑張ってくださいと思います。

それともう一点ですね、継続のものですけど、このゴルフ場利用税の問題がありますけど、これは処理概要は全く変わってないということでもありますけど、今後、ゴルフ場利用税の形にのっとって県の考え方が変わるようなことがありますかね。その辺全くないですか。

**○喜友名潤税務課長** 継続の陳情のゴルフ場利用税の報奨金ですとか、課税免

除の取扱いについては、県の考え方は変わっておりません。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 この第53号について質疑をさせていただきます。

陳情書の中にも、学園の自主性とかいろいろ皆さんは申し上げております。それはもちろん尊重しますが、この中にもあるように、5億6000万余のしっかりとした、皆さんは支援をしているわけですよ。

そういう中において、先ほどから皆さんのお話を聞いていると、これ、昨今の教育現場の状況、この前もいろいろありましたけど、しっかりとやっぱり検討して、もう少し親身に、この短期間で2度もこういう陳情が出されていることをしっかりと心に置いて、私は対応方をさせていただきたいというふうに思っております。

この子供たちはもちろんですけども、親御さんたちもいろんなところで心を痛めているわけでありますので、私は答弁を聞いておりますが、なかなか心に響かない。本当に学校現場を預かっている皆さんなのかなという感じがいたしております。

そこで、お聞きをします。

まず確認なんですけど、先ほどの相談役の件、皆さんは理事でもない、この学園の役職にないということで、関知はしないということでありましたが、それでよろしいですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほど答弁したように、法律等にそういった役職等はありませんので、学校の独自の判断でやっているものだと理解しております。

○島尻忠明委員 もしこの方が、反社会的と言われている方がもし仮に理事である場合は、皆さんどのように対応しますか。

○下地常夫総務私学課長 理事の場合は欠格事由というのがございますので、該当するものとして禁錮以上の刑に処せられた者であるとか、教育免許が失効して3年経過してない者であるとか、そういった規定がありますので、そういったものに該当する場合は、理事としての資格はないという形になるかと思っております。

○島尻忠明委員 基本的に私学には、皆さん人事では触らないという話でしたよね。今のこととはどういうことですか。

○下地常夫総務私学課長 基本的には学園での、学校法人の判断ですが、法律に反していることが明らかなものにつきましては、私どもとしても適正に指導する必要があります。

○島尻忠明委員 その役職の任になれば、なかなか厳しいという答弁なんですけど。やはり、相談役、学校が新しく新設したのかどうか私も分かりませんが、今、こういう陳情も出ているわけですよ。やはりそれはしっかりと、理事だからやる、この任になる仕組みがないからやらないとか、私は、ちょっとこれはおかしいと思うんですよ。しっかり全部、それを予防すべきだと思うんですよ。

まずはそこも調査をしていただきたいと思います。やっぱりその辺は厳しいですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほど来、御説明しておりますが、私立学校の場合は公教育といいますか、国や地方公共団体の定める学校とは違い、やっぱり私的な財産でもって基本的に設立され、自主性をベースに運営することが基本となっております。

法律の体系においても、基本的に行政の関与を極力避けるということで、設立と解散を中心に関与が定められているという形となっております。

以上です。

○島尻忠明委員 だとすると、今回のこの案件は、そこに御子息、子供たちを通わせている親御さんたちのこの陳情書というのは、これは、そういう考えであれば、もう私学という名の下に門前払いみたいなもんですか。皆さんはもうそれ、ある意味ではもうあまり関知しないという考え、方針なんですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほど来申し上げていますように、基本的には、私立学校自体は独自の教育理念や校風をもって、その自主性が尊重されることになっていきます。

これは基本的に保護者等の私的財産等で設立され、保護者等の授業料等で運営されるという、親の教育権に基づく学校ということで、行政の関与は極力避

けるという法体系になっているところでもあります。そのため、基本的に学校の自主性が尊重された運営がなされることが基本となっているところでもあります。

**○島尻忠明委員** ですから、今、答弁があったように、そこに通わせている親御さんたちの幾ばくかのものも入っているんですよ。その方たちが今、こういう厳しい状況で現下の状況ということで、皆さん陳情をそれも2回も短期間で出しているんですよ。しかし、それにもしっかりと応えるべきではないかということをおしは申し上げてるんですよ。今の答弁では自主性は認めるけど、PTAの皆さんの思いは少しも通らないような答弁ですけど。

**○下地常夫総務私学課長** 先ほども答弁しましたが、県としましては、基本的に学校は私立学校の自主性に任せつつ、法律や寄附行為等に反するものにつきましては指導する権限がございます。

そのため、私どもとしては、調査を行いまして、今、法律に違反してるおそれがあるということで行政指導を行っておりますし、寄附行為に違反する行為についても今、指導を行っているところでございます。

**○島尻忠明委員** ほかの方の質疑にも答えておりましたが、確かに、利益相反するとか、いろんな問題、今、疑義が生じておりますので、相手方に投げかけているという答弁もありましたが。

まずですね、この子供さんたちは、この学園で中学校、高校がありますけど、いる時間は限られているんですよ。分かりますよね。

ですから、これだけPTA、そして卒業なさった方々、要するに、これまでこの長い歴史のある学校で、大変沖縄でも名実ともにそれなりの学校ということで、みんなから、卒業生からも愛されて、そういう中で、しかし今このような状況があるということで、この申立てがされております。

特に、今、在籍している子供さんたちは、いろんな意味でやっぱり環境も厳しいと思うんですよ。そのためにも早急に、皆さん何らかの手当てをする、時間との戦いでもあると思っております。

それから、いろんな学校問題、昨今は現場の問題で、先日も大変厳しい結果もありましたけど、最終的には皆さんが何であれ補助金を出していますので、しっかり皆さんが精査をして取り組んでいくべきだと思うんですよ。

その辺についてももう一度答弁をいただきたいと思えます。

○下地常夫総務私学課長 議員のおっしゃりたいことはよく分かっているつもりでございますが、法律の体系等もございますので、私ども行政側としましては、基本的に私立学校の自主性、独自性を尊重しつつ、法律や寄附行為等に反することが判明すれば、それに対して厳しく指導等を行っていきたいと考えております。

○島尻忠明委員 道義的なことはもう何も取り合わないということで、その法と趣旨に基づいて対応していくということによろしいですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほど来申し上げますように、私立学校の運営につきましては、自主性や独自性を尊重しつつ、対応していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 この陳情に関して、この陳情書以外にも何か皆さんに、所管課にいろんな資料の提供があったのか。そして、その資料は、後で委員長の許可もお願いをしたいんですけど。我々この所管委員会に、しっかりと目を通させていただいて、この陳情をしっかりと精査をしたいと思っておりますが、それは提供できますか。

○下地常夫総務私学課長 提供できる分については極力、提供していきたいと考えますが、いかんせんながら学校法人なり法人の情報等に関わる部分もございますので、その辺はなかなか難しいところもあります。

その辺も考慮しながら考えていきたいと思います。

○島尻忠明委員 ちなみに提供なさっている方というのは学園側ですか、それとも陳情している関係者一双方から出ていれば一番ベストなんですけど。

○下地常夫総務私学課長 資料の提供という意味がちょっとはっきりしないんですが、聞き取り等はいろいろ行っているところですよ。

資料という意味では、11月に尚学学園の監事から、私立学校法第37条に基づく、監事による報告書が提出されております。

それ以外、また県として学園等に照会等を行って回答をいただいた、そういったやり取りのものはありますが、なかなかこの辺は法人の情報にも関わることでございますので、この辺はちょっと精査が必要だと考えております。

○島尻忠明委員 もしその監事の方のお許しがいただければ、我々にも資料提供できるという認識でよろしいですか。

○下地常夫総務私学課長 これにつきましても、なかなかちょっと難しい部分がありますので、どこまでできるのか、内部で検討して対応したいと思います。

○島尻忠明委員 一応、ぜひですね、我々は調査権もあるわけですから、同じように提供してる監事から、できれば直接でも、委員会として、資料提供いただくほうが、何度も申し上げますが、これは子供たちの問題であります。

長い学校の歴史もありますし、そして、この結果がいろんなところで、いろんな臆測を呼ぶと、また学校運営にも大きく関わってくるんですよ、皆さん補助金も出しますのでね。

やっぱり、志願者が厳しくなると、いろんな影響が、計り知れないものがあると思います。

ぜひその辺も、資料請求は強くお願いしたいと思っております。

○又吉清義委員長 休憩します。

(休憩中に、島尻委員より資料提供の可否に係る確認があった。)

○又吉清義委員長 再開します。

○島尻忠明委員 いずれにしましてもですね、結構、この陳情の思いということを受け止めてもらって、やはり、皆さんがかたくなに、学園の自主性云々言っておりますので、私はやっぱり学園側からもお話を聞くのも大事ですけど、この願意にある5つのいろんなことをお願いしている陳情の中身と、そして、その思いをしっかりと聞き取るために、PTA関係者、有志、あるいはまた、卒業生とか、提出者も、ぜひこの委員会でお呼びをして、しっかりと、私は精査をしていただきたいと思っております。

なぜならば、もう何度も言いますけど、子供たちの未来がかかっているんですよ。いろんな学校の中から親御さんたちもしっかりとそこに通わせることによって、これからの人間形成、いろんな成長も楽しみにしながらの思いを描いてそこに自ら選んで行ってるわけですから。

しかし、そういう環境が今、厳しい状況になるというのは、先ほど申し上げました、3年間しか子供たちはいないんですよ。



ですから早めに、皆さんも今いろんな、相手方に調査をしているということもお聞きをしましたので、ぜひ早めに対応して、早めに回答して、学園側にも、そして、親御さんたち、また、卒業、いろんな関係者も、早めに安心をさせていくことは皆さんの責務だと思いますので、ぜひ、先ほどもありましたけど、私のほうからも、この関係各位、お呼びをしていただいて、いろんな話をですね、資料提供も受けて、しっかりと解決していくと、またいろんな課題にもできると思いますので、取り計らいをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○又吉清義委員長 今、島尻委員、また、先ほど平良委員からも同じ要望だと思いますが、また後でその取扱いについては協議していきたいと思えます。

御理解をよろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

4ページの200号、同じ、沖尚学園の件ですけども、この4ページは卒業生の有志の皆さんから先に出されて、今度は53号で、保護者有志ということで出されていますけど、最初に、卒業生の皆さんから出されたこの、やっぱり長い歴史を持っている沖縄県内の私学ということで、県内でも卒業生の皆さんたちがいろんな場面で社会的活動をされているということだと思えるんですけども。

大きな関係者が自殺をされたということで、学校内で相当な、今いる生徒たちも含めて、保護者も含めて、全県でもですね、やっぱり衝撃を持って受け止めているんですよ。

それに対して卒業生が署名運動をやって、まず県にも要請をしたということになっていますけど、この取組というのは、何日間でどれだけの署名が集まったっていうものでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 私どもの知っている情報でお答えしますと、10月15日に新聞報道があつて、その後、恐らく署名活動をされたという話であれば、11月の頭に署名をまとめて学園に出したというようなお話です。人数としては2500人ほどというふうに聞いているところです。

○西銘純恵委員 やっぱり、公立学校であれば、結構、県教育委員会が教育内

容もいろいろやっているけれども、私立学校だから先ほどから補助金の範囲内でしか触れないとか、限定的な話をして、この大きな問題に対して全く県が手だてを取れないのかという形に聞こえるんですね。

でも、そうではないと思うんですよ。1つは、法律で定めている内容が、学校の質の向上と運営の透明性確保に係る学校法人の責務なども規定されているし、そして、所管庁が運営が著しく適正を欠くときは必要な措置を取るようというようなこと、それを前提として、沖縄県は沖尚学園が存在しているということで、補助金も出しているっていう関係にあると思うんですよ。

だから、大本から、私立学校法に基づく学校だという立場に立ったら、もっと踏み込んで、この今の事態を打開するためにどうすればいいのかという、手だてを取るといふのをやるべきだと、できると私は思うんですよ。

それで、所管庁という一この法で言ってるのはどちらになるんですか。

**○下地常夫総務私学課長** 私立学校の学校法人の所管庁という形であれば沖縄県という形になります。

**○西銘純恵委員** だったら、沖縄県が、今の答弁を聞いたら補助金だけの話じゃなくて、学校運営とか、今出されているこの陳情の中身全てについて説明をして、透明性を持って、そして現場の皆さんとか、ちゃんとどうなっているということを出していくと。そして、一日も早く改善していくと一立ち直らせるというの、そういうことまで踏み込んで県はやっている、やるべきだということに受け止められるんですが、それでよろしいですか。

**○下地常夫総務私学課長** 議員の御質問の答えになっているかどうか難しいところですが、私立学校法自体は基本的に私学の自主性をベースに、行政の関与は設立時の認可と解散のときの認可等が基本的になっております。

運営のほうは私立学校、学校法人に基本的な自主性を任せると。

ただ、その中でも私学助成法という中で補助金という制度を設けて、最低限の公教育と同レベルの状況を確認するため補助金が出されているという形になります。

通常、私学はそれを上回る形の教育等を実施しているわけですが、その補助金を実施することで、また、補助金適化法等の規定もありますので、補助金の不正な使用、また偽りの申請、また法令に違反している場合の指導、そういったものが当然ながら適用される形です。

基本的には、私立学校の理事会なりそういった運営そのものについては、基

本は自主性を任せつつ、学校の現場等に影響が直接出てくるような場合については行政の関与が入っていくというような法体系になっているところです。

○西銘純恵委員 学校の現場に影響を与えるというのであれば、今子供たちがアンケートを取られています。県が取ったんでしょうかね。学校のPTAの有志の皆さんが取られたと思うんですけど、そういう資料というのは私学課には届いていますか。

○下地常夫総務私学課長 それは承知しておりません。

○西銘純恵委員 分かりました。

でも、外部にいる一般の県民側でも、この沖尚学園のほうで重大なことが起きているということを知覚するわけですよ、報道もあるし。中にいる生徒さんや保護者や教職員の皆さんというのは相当のストレスを抱えている運営状況になっているんじゃないのかなというのは推察できるんじゃないですか。

だから、さっき言われたこの現場がちゃんと成り立っているかという立場に立てば、もっと踏み込んで様々な情報を精査していくという立場に立つべきではないでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 いろんな情報が行政のほうにも寄せられておりますので、その中で基本的に調査等を行い、法令等の違反等があれば指導しているという形になります。

学校現場での問題が生じているという話をされましたが、具体的には、基本はやっぱり学校法人のほうの主となって自主性に基づいてやりますが、行政の関与は実際に教員がほとんど基準より減って、教育活動ができない、また、財産が理事会の判断で売却されて学校の継続性に問題がある、そういった場合には県としては具体的に踏み込んでやるべきという形で、これは国からの通知等で示されているところであります。

○西銘純恵委員 この件について、文科省になりますか。

○下地常夫総務私学課長 そうなります。

○西銘純恵委員 そこら辺との調整といいますか、そういうことはなされてきましたか。

○下地常夫総務私学課長 10月の報道を受けまして、取引等について問題がある可能性があるということで、これにつきましては文科省とも調整を行ってきたところであります。

○西銘純恵委員 細かいのはいろいろあるんですけども、少なくとも皆さんが関与しないといけないというこの財務上の関係、補助金との関係でいえば、監事という役職、どんな役目を持っているのか。

○下地常夫総務私学課長 監事につきましては、私立学校法第37条の規定で学校法人の内部にあって、理事会による業務執行の意思決定や理事長等の業務執行等を監督する職務権限を持っているところでもあります。

○西銘純恵委員 この権限を持っている監事は何名で、それが、これまでやってきたことに対して、さっきは監事から2つ報告がなされたと言っていますけれども、これをどのように、監事が指摘をする問題と受け止めているのかどうかですよ。要するに、踏み込んで、県としてはそこをもっと精査していくとかも含めて頭にあるのかどうか。

○下地常夫総務私学課長 監事につきまして、尚学学園に2名の監事が選任されています。

先ほどの報告、11月に尚学学園の監事から県に対して報告書が提出されております。

それを踏まえまして、文科省なり、あとは労働局とも確認を行った上で、その監事の報告も踏まえまして、労働者派遣業法の抵触の可能性があるという判断の下、行政指導を今行っているところでもあります。

○西銘純恵委員 行政指導を行って、今理事会はどのような立場にあるんですか。

○下地常夫総務私学課長 学校法人の意思決定は理事会が行いますので、理事会のほうの決定でもって対応を協議されるものだと考えております。

○西銘純恵委員 それはいつ、県に対する問合せに対する回答といいますかね、いつを予定しているんですか。

○**下地常夫総務私学課長** まだ回答を受けているわけではないですが、基本的な考え方等を年度内に、年明け早々、新年度の対応も含めてどのような対応をしているのかを報告いただくことにはなっております。

○**西銘純恵委員** 3月31日までに報告をすると、そして、その結果を見て労働者派遣法に抵触しているのかどうかも含めて、それから県は何らかの形で対応を考えるということによろしいですか。

○**下地常夫総務私学課長** 対応につきましては、是正等しっかりなされているのであれば特に問題がないと考えられる場合もありますが、やはり協議の結果、是正等が行われていない、または何ら検討がされていない、そういったのが判明すれば、さらに踏み込んだ対応が必要になっていこうかと考えております。

○**西銘純恵委員** 先ほど、保護者有志—この陳情者の皆さんから、県に対して様々な報告書とか資料が届いていないと言いましたけれども、これから県に対してそういう陳情者の皆さんがいろんな資料を提供するということがあれば、それからまた新たな検討をする、その資料を精査した上で問題があるのかも検討していくという立場を持っていますか。

○**下地常夫総務私学課長** 新たな事実、または法的に問題がある等の可能性があるというのが分かれば、当然ながら調査等はしていきたいと考えております。

○**西銘純恵委員** 補助金との関係でも言いましたけど、理事会が開かれて、会議録も作成をされるということで、それはもう既に県は入手されましたか。

○**下地常夫総務私学課長** 昨年の11月議会の際に総務部長から答弁がありましたが、議事録等を取り寄せてきちんと内容等を確認していきたいということで学園のほうと調整をしたところ、12月の時点で議事録が作成されていない部分があるということで判明しております。その後、2月になりまして一応議事録は調整されて、県に提出されたところです。

議事録等は基本、やはり理事会の協議の内容を明らかにするものですので、これは備え付ける必要がございますので、この辺を指導したというところでございます。

○**西銘純恵委員** 去年の6月18日理事会での理事長の発言や7月3日の理事会

での発言というのも、皆さんは読んでいますか。

○下地常夫総務私学課長 学園の内部に関わるものですのでこの場での答弁は差し控えたいと思いますが、議事録等の提出はあったところです。

○西銘純恵委員 内容についてはとおっしゃっていますけれども、いずれにしても理事長が、教育者としての資格、適格なのかどうかということも疑われるような中身ではないかということは、普通の人が見ても分かるようなことがあるかと思うんですよ。

そこら辺も含めて、やっぱり学校運営者、最高責任者の理事長という方がそれでいいのかという、運営の中身にも関わってくる、理事会のこれからの構成も含めて今後の学園の在り方も左右する大事なところだと思うんですけど、それは今話せなくても、内容については確認をすることはできるんでしょうか。理事長の発言です、言葉の中身です。

○下地常夫総務私学課長 議事録においては、協議事項であったりどのような決議がされたというのがありますが、個々それぞれの発言、記録という形では残っていないと認識しております。

○西銘純恵委員 今話されたのは議事概要みたいな話だと思うんですよ。

理事会の中でAさんは何と言った、そういうやり取りがあって、そういう会議録があって最終的に物がまとまるという、議事録の、決定をされたら何が決められたとかね、それになるかと思うんですが、もしあれであれば、今出された県に出された議事録がそのときの発言を起こしていない、その会議内容、発言内容も、全ての理事の皆さんがどういう発言をしたのか、それと亡くなった方もどういう発言をしてきたのかも含めて、それもぜひ、もしまだ手に入っていないのであれば、そこも入手して提出を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○下地常夫総務私学課長 議事録、議事概要というのか、形式等は問いませんが、基本的に議事録を作成して備え付けるという形に学園としてはなっておりますので、その提出を受けたところです。

詳細な一つ一つの発言内容までどうするかというのは学園のほうで判断されているかと思うんですけれども、基本的に議事録として提出されているところであります。

○西銘純恵委員 今、あえて私が言ったのは、やっぱり理事長として、教育者として、この学園運営のトップとして、資格はどうか、資質はどうかということが問われる部分がある箇所があると言われているんですね。ですから、その分だけでもぜひ提供を求めて、それからこの運営に対して、私立学校としてもっと発展的に、学ぶ生徒たちも安心してできる、職員の皆さんも安心してできるような学校運営にというのは、県の立場としても当然だと思っておりますよ。

ですからぜひ、一応要望ということではやりますけれども、その部分に関する理事長や、そうじゃない確執があったであろう発言のやり取りがあったということも聞いておりますので、そこをもう一度提出を求めてほしいと思います。いかがですか。

○下地常夫総務私学課長 要望としてはお聞きしましたが、やはり基本的には理事会、または学校法人の内部の運営に関することですので、基本的に学校法人の自主性を尊重すべきだと考えております。その内部まで踏み込んで詳細に行政のほうから求めるといのはなかなか難しい面がございます。

基本的に学園のほうで議事録として作成されている、また、それぞれの理事の署名、押印等で正式にできたものでありますので、この辺は尊重したいと考えております。

○西銘純恵委員 反社勢力と関係ある人から寄附金が入ったとか、そこら辺も、そういう発言、理事会の中でのやり取りの中でしか明らかにならないはずなんですよ。

ですからそこら辺も、それを指摘して大きな問題になったというんですか、そういうことが報道もされていますので、ぜひそこは健全な私立学校として沖尚学園が、これからまた県民にも信頼される、子供たちが安心して学べるような、保護者も安心して委ねられる、子供たちを任せられる、このような学校運営を求めるとい立場で県も頑張っしてほしいと思うんですけれど、いかがですか。

○下地常夫総務私学課長 議員のおっしゃっていることもよく分かります。また、県民や保護者等の立場を心配する意味合いからも、そういった御懸念は当然だと思います。

私どもとすれば、基本的に学園の実勢を尊重しつつ、今回出ている陳情につ

きまして、今後こういった議会での議論等も踏まえて学園のほうに情報等を提供しながら、しっかりと対応等を考えるよう働きかけていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 お願いします。

これまでの部分で、労働者派遣の手順の不備という部分だとか寄附行為だとかいうことで行政指導をやられたというのがあるんですが、行政指導をやったのがこの2つだけなんですか。ほかにもありますか。

○下地常夫総務私学課長 文書という形では2つになりますが、内容としましては先ほど説明が1つ漏れておりました。

1つ漏れているのは、この監事から県への報告の中で、学園の財務処理に関する指摘等がありました。

その中で、令和元年の校舎の外壁工事において、理事会の決議前に契約の締結がされているというような指摘がございました。

これにつきましては、当然ながら寄附行為に反する業務執行という形ですので、これにつきましても指導文書の中で学園に対して指導を行って、報告を求めているところです。

以上です。

○當間盛夫委員 この労働者派遣法の手順の不備というのはどういうことなんですか。

○下地常夫総務私学課長 先ほど若干触れましたが、職員の出向等について、給与、または健康保険等の人件費相当分であれば、そういった労働者派遣業としての許可等は要らないというふうに聞いております。

ただ一方で、それに上乗せした形の利潤といいますか、利益のようなものの提供がある場合には、その許可業としての法の適否を確認する可能性があるということを知っていますので、その辺を確認するよう学園には指導しているところです。



○**當間盛夫委員** 聞き方によると、この労働者派遣法の派遣元の資格になるのか、それを取っていけばこの利益を上乗せしても構わないということの聞き方でいいんですか。

それになってくると、この両方の、尚学学園でも理事長、尚学院でも理事長という利益相反という分でのものというのは、僕はこれが引っかかってくると思うんです、その辺が。

○**下地常夫総務私学課長** 労働者派遣法の所管ではないので詳細は難しいんですが、聞いている範囲では、職員は、送る側は当然許可が必要という形になります。

受けるほうとしても、許可を受けているところから受けないといけないというような規定がございますので、この辺それぞれ、法に抵触する可能性があるということを知っております。

利益相反という意味合いであれば、これは私学法等の規定に基づきますと、実際に理事会の協議の際に、協議の場に参加しない形で、ほかの利益相反に該当する人を除いた形での理事で協議はされ、理事会で適正に承認されれば、この辺は法的には問題ないという整理になっております。

○**當間盛夫委員** これから皆さんいろいろと調査をされるんでしょうけど、なかなか理事会の議事録も作成していないという状況もあったということで、理事会はほとんど理事長参加の理事会になっているというようなことも聞いております。理事長がその分での、議事録もなく、理事会に諮ることもなく、そういったものを行ったというような指摘もあるというようなところも確認はしております。

ちなみに、この尚学院から尚学学園に何名の皆さんが派遣されているんですか。

○**下地常夫総務私学課長** 詳細は今、手元に資料はないんですが、年によってその人数等の増減があると聞いております。ただ、大体10人前後で行われているというふうに聞いています。

○**當間盛夫委員** この利益分というのが皆さんが言う寄附行為というような考えでいいんですか。

○下地常夫総務私学課長 すみません、文言の使い方をちょっと確認しますが、寄附行為というのは会社の定款等に当たる学園の憲法のような規則の話でありまして、ルールですので、これに反している場合にはその是正等を求める必要があるという話になります。

○當間盛夫委員 先ほど、この寄附行為においても、理事会の議事録がないからというようなお話もありました。

一方に、理事会は、この学園内の意思決定機関というような部分があるというようなことを考えると、なかなか理事会の機能が発揮されていないというように捉えられるわけですね。

それからすると、学校現場に影響を与えると、理事会がその機能を果たしていないわけだから、この学校機能に影響を与えると。現場に影響を与えるということになってくると、やっぱり県がある程度の関与、監督というようなことは、もうそろそろ皆さん踏み込んでいかないと、先ほどから課長は私学の自主性、独自性ということを言われているんですけど、公共性もあるというようなお話もありましたので。

相談役に十分、そういう皆さんが入っても相談役は関係ないということになってくると、では相談役に反社会勢力の皆さんがついてもコンプライアンスには何も問題ないんだというふうに県は捉えているというふうに思うんですが、どうですか、その辺は。

○下地常夫総務私学課長 理事会につきましては学校法人業務の意思決定機関というふうになっておりますが、理事会の監査機関としての監事という役員もございます。また、学校法人の運営等の諮問等を受ける評議員会もございます。そういったそれぞれの理事会、監事、評議員会がそれぞれの役割、機能を発揮させることで効果的に法人運営を行う制度となっております。

今回、監事から理事会の運営状況について報告等を受けて、県としましてはそれに基づく調査等を実施して指導等を行ってきているという形になります。

○當間盛夫委員 先ほどもちょっと、文書の提出もある中ではあるんですけど、最近、公立の高校の部活の部分で、生徒が自死をした、亡くなられたというところが問題になっています。

残念ながら、この尚学学園においても、前副理事長が自死をする中でのこういう状況になっているというものからすると、皆さんがこの私学、私立学校ということで、自主性ということの法律的にあるんだということも理解はするん

ですが、やはり皆さんが言うように、公立であれば第三者機関だとか、いろんな調査機関、教育庁を含めてそういったことである。

でも、私学においては自主性や独自性を求めるから、そういったことは我々一切関与しないんだというような言い方では、先ほどある公共性、何でじゃあ私学にこれだけの私立振興という予算を入れる、私学の振興ということで、振興計画の中で我々独自にその振興計画、振興予算のほうから各1校当たり1億の予算を、私学のほうにも予算の補助をするということを考えて、やはり沖縄の子供たちの公共性を持っているからこそ我々その予算をつけてやるわけですよ。

それからすると、この卒業生、そして今回保護者の皆さんから出されているものは、早めに健全化をして、やはり卒業生は自ら卒業した学校ですから、しっかりとやっぱりそのことを戻したい。保護者は、自分の子供が沖尚で、その教育環境をもっとよくしたいんだということの中の話ですから、この辺はやっぱりコンプライアンスを含めて第三者委員会をしっかりと立ち上げてくれというものを県に求めているわけですよ。

なかなか自浄作用がないと一今の学園内ではということに対して、部長、これは先ほど部長から一言もないんですけど、このコンプライアンス、公共性を考えた中での私学の在り方、そして、この今の沖尚のこれだけ卒業生、保護者から出ている陳情に対して、部長としてどう捉えられますか。

○池田竹州総務部長 お答えします。

私学助成をさせていただいているのは先ほど来述べていますように、教育の質の確保等がございます。

それを踏まえて、例えばその教員が在職しているのか、出勤しているのか、授業時数とか、そういう教育面での確認というのは当然させてもらっています。

一方で、先ほど来課長が話しているように、学校運営については、私学についてはかなり法律自体で広範な自主性を認めているところがございます。理事会についてどうこうというのはなかなかストレートには言いにくいところですが、私ども、これまでの話の中で、課長からは言っていませんけれども、こういった要請が来ているというような話もしております、実は。そういったところはなかなか法律に基づく指導というのはなじみにくいということで、意見交換はさせてもらっているところでございます。

いずれにしても、私学の自主性を高めつつ、きちんとした学校教育が行われるように、今後も情報収集と意見交換を行っていきたいと思います。

○**當間盛夫委員** なかなか意見交換の中で、僕はこれが解決できるというふうにはもう見ていないんですよ。

皆さん、各委員、その辺があるからこそ皆さんにこれだけの質問を投げかけるというふうに思っていますので、ぜひ部長、この辺は現場の皆さんの意見も酌み取りながら、やはり県がある程度の調整機能を持たせたほうがいいはずですよ。皆さん、なかなか難しいと。第三者機関を県がつくるということも難しいはずでしょうけど、しかし、しっかりと意見交換する中でこのことをやっていくということもお願いをしたいなというふうに思っています。

今、皆さんいろんな部分で出された、監事から出されたやつだとか、先ほどの派遣の問題とか給付の話だとかいう部分で、まだ調査をする部分のものだと思うんですけど、もうね、沖尚がどうしようもない。先生も辞めた、生徒数も少なくなった、その時点で皆さんが入っていてもこれは何にも意味がないということになりますので、ぜひその辺は皆さんも頭に入れられて、対処のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 2つありますけど、まず今の件に関連して。

前回も聞きましたけど、改めて確認しますけど、これまでの復帰後になるのかな、補助金の総額、今年度、それと次年度の予算、この学園に対する補助金の予算を教えてください。

○**下地常夫総務私学課長** これまでの補助金の総額というのはなかなかちょっと、今手元に資料はないんですが、前回の議会の際にこの尚学学園に対する補助金は約5億6000万というような答弁をさせていただきました。

こちらは基本的に生徒数、そして教職員数等から算定して配分をしているところでございます。

次年度の予算につきましては、若干増えた形で今年度とほぼ同額の21億円ほどとなっておりますので同様な形で、生徒数等の増減にもよりますけれども、推移するのかというふうに推定はしているところです。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員より21億円の詳細についての確認があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

下地常夫総務私学課長。

○下地常夫総務私学課長 新年度の学園に対する補助金につきましてはまだ決まっているわけではございません。

ただ、トータルの私立学校への補助金としては今年度と同額ですので、また生徒数の増減によって決まっていくものだと考えております。

○渡久地修委員 だったら、今年度は幾らですか。

○下地常夫総務私学課長 令和2年度につきましては、前回答弁したように5億6000万という形になっております。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員が質問の内容を再度説明した。)

○又吉清義委員長 再開します。

下地常夫総務私学課長。

○下地常夫総務私学課長 答弁で、ちょっと何か誤りがあったのか、大変申し訳ございません。

単年度で約5億6000万という形になっております。

そのため、復帰後という形であれば、大体、同様な形で推移していれば、それ掛ける年数というような感じになろうかと思えます。

○渡久地修委員 いやだから、幾らになるね。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から復帰後の補助金の総額は幾らかとの質問があった。)

○又吉清義委員長 再開します。

下地常夫総務私学課長。

○下地常夫総務私学課長 復帰後の補助金の総額というお話ですが、補助金額自体、毎年生徒数等によっても変動はします。

また、学校の設立時からの計算というふうになると、今、ちょっと手元にも資料ありませんし、中高トータルで復帰後どれだけというのはちょっと今、計算上難しいところですが、数百億円にはなろうかと考えているところです。

○渡久地修委員 この私学、数百億まではいかないよ。

○下地常夫総務私学課長 今の発言について、若干訂正させてください。

数百億というお話をしましたが、今、手元に資料もないところで、これは国の財政措置等の状況でも変わりますので、単純に数百億という形はちょっと発言はできないものだと考えています。

大変失礼いたしました。

○渡久地修委員 私学への助成については、我々もずっと一貫して求めてきたわけだから、この額が多いとは言わないよ。逆に少ない、今まで少なかったのよ。だから、そこはね、してきた。

ただ、ここで問題になっているのは、これだけ多額の助成金、補助金を出している沖縄県がね、この学園に対して。それについて、しっかりとこれが適正なのかどうなのかっていうのが、今、問われてくると思うんですね。

それで、次年度はまだ額、決まってない。これは生徒数とかいろんなものが決まってないって言いよったけれども、次年度は決まってないのは、この生徒数だけの問題ですか、あるいは生徒数が決まったらこの額は決まっていくのか、今、こんな問題が惹起してるよね。

それに関して、皆さん次年度の予算措置について、そのままストレートでやっていいのかどうなのかというのは議論しましたか。

○下地常夫総務私学課長 補助金の実際の学校ごとの配分につきましては、補助金の配分基準に基づき実施しております。

基本、各学校の5月1日現在の生徒数、本務教職員の数を基に、授業料等の水準等で、また、この保護者等の負担軽減等図っているかどうかを勘案して、配分する形になります。

また、その法令等の違反等が仮にある場合は、それに基づきまして調整して減額というような措置を取るケースもございます。

以上です。

○渡久地修委員 この法令等の違反で、減額どうのこうのっていうのは、今回は一切、検討はしたのか。

○下地常夫総務私学課長 次年度につきましては、まだ予算等も成立しておりませんし、また、5月1日の生徒数等を基に検討をしていく形になります。その際に、また、その学校の状況等も踏まえつつ、検討をしていく形になるかと考えております。

○渡久地修委員 答弁あったように、法令等の違反があれば減額等どうのこうのって答弁してたんだけど、こんな問題も起きかねないから、みんな心配してるわけよ。こういう問題が惹起しかねない、これがさ、指摘されたらどうするね。

今度の問題はね、1つは学園の問題があるよね、今、ずっと陳情も出て、学園の問題。

もう一つは、僕は、沖縄県と学園の問題があると思うんだよ。沖縄県が学園に対する補助金がちゃんとやってる。

これは当然、僕はちゃんとやってると思うんだけど、こういう問題が出てきたときに、沖縄県が的確に学園に対して対応をしていますか、指導をしていますか、助言していますかということが、今、各委員から僕は指摘されてると思うわけよ。

課長は、さっきから法律の問題いろいろあって、それはね、法的にはなかなか皆さん踏み込めないところ、いっぱいあるというのもね、答弁見たらね、皆さん方の何ていうのかな、行政マンとしての行政上、これ以上踏み込めないとか、いろんな問題言ってるというのも理解できるんだけど、しかし、それだけにとどまっていたら、今、いけない事情になってきているのよ。県としてもっと踏み込んだほうがいいんじゃないですかというのがね、聞いていて、僕は感じるところがあるわけよ。

それで、先ほど、課長、一番最初の答弁でいろんなことが分かってきたと言ってたよね、いろんなこと。そのうちの3つを挙げた。

労働者派遣法の違反の問題、それから寄附行為の問題、それからもう一つ中間委員には何か言ってたよね。記録だった、何だった、とにかく3つ挙げた

よ。

それ以外にも、このいろんなことっていうのは、ほかにもあるのか。分かってきたいろんなことっていうのは。

**○下地常夫総務私学課長** それ以外にというお話ですが、基本的にはこの3つという形になります。

先ほど来ありますように、派遣等に係る契約に関する事、また議事録等が作成されていなかったということ、また理事会の決議を得ずに契約をしていた事実があるということが一応、メインになります。

**○渡久地修委員** この、今、挙げた3つの問題はあれね、皆さん方から見たら軽微な問題ね、重大な問題ね、どっちね。

**○下地常夫総務私学課長** まず、取引につきましては、やはり学校法人につきましても、法に従って適正に運営されるべきだと考えておりますので、その法に、もし抵触してる形であればすぐ是正が必要だと考えております。これにつきましては、学園のほうで真摯に受け止めて、しっかり法的な調整を行った上で対応をすべきだと考えております。

また、議事録の作成につきましては、寄附行為に基づき適切に備えつけるというのが必要ですが、それが行われていなかった。その後、学園のほうにおきましては、2月になって全て整えて、県にも報告されております。

この辺は急ぎ対応をされたということでは是正はされているんですが、今後このようなことがないように、再発防止策等を検討すべき必要があると考えているところです。

また、もう一点の理事会の決議を得ずに契約等が行われているということにつきましては、これはやはり寄附行為に違反する事実でございますので、理事会の中で再度協議を行い、これが適正かどうか確認した上で対応をすべきだと考えておりますので、これも報告を求めているところでございます。

**○渡久地修委員** それとね、この反社会勢力のA氏との関係というのがあるんだけど、これがもし事実だったら、先ほど相談役は欠格事由に当たらんとか何とかって言ってたけれども、沖縄県としてこういうのが事実だったら、補助金を出す対象としてふさわしいかどうかというのは問われてこないかね、どうね。

**○下地常夫総務私学課長** 補助金を受けてやってることについて問題がある



かっていうのは、なかなか毎年の検査ではそのような確認はできないところではございますが、実際にその道義的な責任も含め、理事会のほうでその問題をちゃんと協議して是正等が行われたい、または、ちゃんとした解決策を提示しないという形であれば、その補助金の今後の減額措置なり、そういったものには影響をする可能性があると考えます。

○渡久地修委員 部長、沖縄県はね、公共工事発注をする場合には、反社会的勢力と関係ありませんっていう、この誓約書みたいのを多分、取ってるはずなんだよ。これはね、県が契約するものは全部取ってるはずなんだよ。

学校法人だからさ、このあれは、ここまでは僕は義務づけてないと、当然、誰もあり得ないと思ってるよね。

だから、これが相談役だから許されるどうのこうのにならないんじゃないか。皆さん、この陳情書を目にしたときに、これ事実かどうかというのは確かめましたか。警察にも相談したか、どんなね。

○下地常夫総務私学課長 警察等への相談等は行っておりません。

○渡久地修委員 なぜ相談しないのか。

○下地常夫総務私学課長 相談役というのは学校法人のほうで独自に判断され置かれているものだというふうに認識しているところでございます。

○渡久地修委員 部長、今のあれでさ、やっぱりこれはまずいんじゃないか。やっぱりさ、そこはしっかりとね、反社会勢力に対しては毅然とするというのがね、県の方針なのよ。

だから、そこは相談してね、学校で対処するものです、相談役だから別に大丈夫ですでは通らないと思うけれども、これ今からでもやらないといけないんじゃないか、どんなですか。姿勢が問われるよ。

○池田竹州総務部長 暴力団の排除につきましては、県条例の暴力団排除条例がございませぬ。

その中で、県の公共事業については、参加させないために必要な措置を講ずるといふ規定がたしかあったと思います。それを受けて、そういう入札で関係者ではありませんっていうような形をさせてもらってる場所だと思います。

一方で、たしか県民の責務としても、自らの事業に対して暴力団を関わらせ

ることをしないようにとかいう、これは県民の責務で、努力規定ですけども、当然、学校法人という公益性の高いものですので、より高いモラルが求められるんだろうと思います。

この陳情の件につきましては、ちょっと事実関係については確認していきたいと思います。

**○渡久地修委員** まず、これはね、事実関係確認しないとイケないよ。これ見てさ、これみんな衝撃を受けてるよ、我々みんな。これが事実だったらね、これはもう大変なことだと思うんだよね。ここはね、しっかり確認をしてください。

それでもうあんまり、みんながやったんで、この8ページ、53号の。

皆さん、先ほど部長、意見交換をいろいろ行ったっていうのはあるけれども、この1から5まで全部聞きたいけどもう時間ないから、5だけ聞くけどね、県は尚学学園に対し、利害関係者との協議の場を設けるよう要求し、県がその協議に同席するということを求めているわけよね。

これはもう県が一緒になって解決の場でどうの取ってくださいませんかということだと僕は思うのよ。だから、これは法的な指導とか、命令とかっていう関係ではなくてね、ちょっと、もう汗かいてもらえませんかというふうに僕は理解してるんだけど、理事長、副理事長、次、保護者、幹部職員、卒業生、解任された理事等、今ここで挙げている5者からの意見聴取、あるいは意見交換などというのは皆さんやりましたか。

**○下地常夫総務私学課長** これまでの調査等の中で、この中に挙げている利害関係者のうち、保護者であったり、卒業生であったり、解任された理事等から直接、御意見は伺ったところでございます。

**○渡久地修委員** じゃあ、理事長、副理事長と幹部職員からはまだ聞いていないということではないんですか。

**○下地常夫総務私学課長** はい、そのとおりでございます。

**○渡久地修委員** では、部長、いわゆる県が法律上あるいは条例上の権限を行使して、行政上の権限を行使しての話合いの場でなくてもいいから、いわゆる今、こういう問題がね、出されて、陳情も出てるのでね、それぞれから意見を聞いた上でみんなが一堂に集まって、一回話合いしませんかということ、部

長なり皆さんがちょっと汗かいてもらってさ、その場を設けてさ、解決の方向の話合いを持つと。いわゆる裁判とか、法的に白黒つけるという前によ。そういう場というのは、これは不可能か。こんな努力は今までやったことあるのか、どんなですか。

○下地常夫総務私学課長 これまでそのような例というのはいないところですが、個別には一応お話等は伺ってきているところではあります。

ただ、理事長や副理事長等と、その具体的な内容についてこの件に関してお話したことはございません。

まず、その関係者のほうに、口頭でまずは意見を確認しながら、どのような対応ができるか検討をしていきたいと思えます。

○渡久地修委員 ぜひ、これは学校現場のことだからさ、ぜひ解決できるように。

県も多額の補助金出しているところだから、私学というのはとても大事だから、これからも私学助成というのは当然大事だから、しかし県民に対して透明性は、県としての透明性も確保しないとイケないから、そこはしっかりちょっと部長、相当汗かいて頑張ってもらいたいんですが、どうですか。

○池田竹州総務部長 私学助成、今年度5億6000万、支援しているということもあります。

今年度のいわゆる実績調査というのは、普通は年度終わってからやる形になるかと思えます。

そこで、しっかりと、特に子供さんへの教育がですね、きちんと行われているかどうかについては、例年以上にきちんと確認をしていきたいと思えます。

御指摘の意見交換については、まずちょっと個別にお話を聞かせてもらって、総合的に検討をさせてもらいたいと思えます。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。

次にね、3ページ。

やんばる観光推進協議会—これはバスかな、北部観光バスの税金の支払い延長ではなく、免除減額等というのがあるよね。

その中で皆さんのこの陳情処理方針で、徴収猶予とかというのがあるんだけど、この陳情を出されたのが去年の9月なんですよね。その時点ではね、その時点の税金というのは、コロナが起こる前の前年度の多分、税額だと思うんで

すよね。だから、猶予とかってというのは、その方針でいいと思うんだけど、現時点の方針、現時点。今度新しくかかる税金ってというのは、コロナ禍の中で苦境に陥っても、全く観光バスなんか動いていない、儲かってもないというときのものになると思うわけよ、税額。だから税額というのがどれぐらいなのかというのが、今分からない。分かれば教えてほしいんだけど、相当落ち込んでいると思うのよね。

だから、このコロナ禍で苦境に陥ったものの、あれは猶予というより、ここにあるような思い切った減免、減額、あるいは免除というのにも検討しないといけない状況にあるんじゃないかなと思うんだけどね、今年度分に関しては。その辺はいかがですか。

**○喜友名潤税務課長** 収益が落ち込みまして利益が出ないということであれば、当然、法人事業税等の税金は発生しないということになります、基本的には。

それでも税金が発生して、支払いが困難であるという方に関しましては、納税の猶予ということで、1年間猶予してまいりました。

それでもまた資力が回復しないという場合は、さらにまた既存の猶予制度等を使いまして、1年間猶予するというのを今現在やっているところでございます。

**○渡久地修委員** だから今言うように、この1年間、コロナで観光とか物すごい大打撃を受けて、多分収益発生してない、逆に赤字だと思うんだよ。

だから、そういう意味では、この処理方針というのは、しっかりと職員が分かるように、これは去年出された陳情に対する処理方針に、僕はなっているんじゃないかなと思うんだよ。だからその辺はしっかりと、苦境に陥っている産業、事業者にそういうような支援ができるようにやってください。

以上です。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○又吉清義委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え。)

午後 3 時17分休憩

午後 3 時30分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第20号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 それでは乙第20号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本委員会の資料1ページでございます。

複雑化、多様化する犯罪に適切に対処しつつ、水難事故防止対策など県民からの幅広い要望に適切かつ的確に対応する体制を整備するため、警察本部に新たに地域部を設置するものでございます。

都道府県警察本部の内部組織は、警察法第47条第4項の規定により、政令に定める基準に従い条例で定めることとされていることから、条例で定められている警察本部の部を改めるものであります。

なお、施行期日は令和3年4月1日を予定しております。

以上で、乙第20号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今回この地域部ということで、2課になるんですか、地域課と通信指令課ということになるんですよね。何名体制になるんですか。

○**平松伸二警務部長** 生活安全部自体が約200名の所帯でございます、地域部は半分の約100名ということになります。

○**當間盛夫委員** 今回のこの現状と課題ということで、人身安全関連、サイバー犯罪というのがあるんですけど、この部分での地域部と生活安全、半分半分ということになると、このサイバー犯罪対策課のその強化にはなっていないんじゃないですか。

どうなんですか、その辺。

○**平松伸二警務部長** 大変失礼いたしました。

先ほど半々というふうに、100名ということというふうに申し上げました。

地域部のほうは、非常に所帯が大きいといいますのは、実動部隊である自動車警ら隊が多数配置されているということでございます。

あと、地域部設置に至った経緯ということでございますけれども、ある意味その生活安全部の業務が質、量ともに増加しておるということございまして、犯人検挙の犯罪捜査以外にも、犯罪の抑止活動、先ほど委員からも御指摘ございました、サイバー犯罪への対策というようなものもございます。

非常に多岐にわたっておるということございまして、さらに今後は水上安全条例の一部改正などへの対応も求められておるところでございます。

そこで、その生活安全部を二分化いたしまして、地域部を新設すると。

地域部を配置することで、生活安全警察、地域警察、それぞれの部門において業務管理、指導体制の強化、各業務へのさらなる注力、事務処理の迅速化等が可能になりまして、ひいては警察活動の迅速、的確な対応の強化が図られることとなることから、地域部の設置に至ったところでございます。

○**當間盛夫委員** 今の部長の説明になると、その地域課において、この水上安全対策等は担うということによろしいでしょうか。

その、地域課ってどういう役割を、先ほど警ら隊だとか含めてやるという話なんですけど、その地域部—地域課ってどういう任務を担うんですか。

○**平松伸二警務部長** 先ほど、今、委員からございましたように、地域警察と

いうものは、市民が安全で平穏に暮らすことができる生活環境を確保するということでございます。

そのために、警察署の管轄区域をさらに分けた一定の地域について、それぞれの担当の交番、駐在所に勤務する制服の警察官が地域社会の実態を把握し、住民の要望等に対応して行うパトロール、その他の諸活動を行っております。

さらに加えて今、先ほど指摘ありました、水上安全の関係も所管をしております。

○**當間盛夫委員** 再度確認なんですが、次の議案にも出るこの水難事故等々を含めたこの水上安全対策については、地域課が担うということによろしいわけですね。

生活課—生活安全部の中に人身安全対策課というのはそのまま残るんですけど、そういう水上に関することは地域課で担うという認識でいいんでしょうか。

○**平松伸二警務部長** そのとおりでございます。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**又吉清義委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

松崎賀充生活安全部長。

○**松崎賀充生活安全部長** よろしく申し上げます。

乙第21号議案沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を目的とし、海域レジャー業者に対して事業の届出や事故防止の措置を義務づけ、水難事故の防止に関する施策を推進しているところ、昨今のマリンレジャー情勢等の変化に伴い、その一部を改正するものです。

県内の水難事故は、過去5年間で全国平均の約2.4倍であり、高い水準で推

移しているほか、届出事業者数についても、平成6年の条例制定時と比較して約5.8倍に増加しております。

条例改正の概要は、シュノーケリングをさせる事業を届出の対象とし、県、海域等利用者の責務及び海域レジャー業者の欠格事由を定め、名義貸しを禁止し、海域レジャー業者に対し、必要があると認めるときは、その事業の停止を命じるほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、夏場のマリンレジャーシーズンを見据え、本年5月1日に施行することとしております。

以上で、議案の説明を終わります。

○又吉清義委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 どうも御苦労さまです。

この水上安全条例に関して、私はずっと本会議等で質問を続けて、改正に至ったということで、大変よかったなと正直思っております。

一番の、この改正の中で、いろいろ新しい条項とか入っているんですけども、部長、特に列挙していただくことがあれば、ぜひ教えてください。

○松崎賀充生活安全部長 今回の条例の一部改正の骨子としまして、まず4点ぐらいありまして、まず1点目が県及び海域等利用者の責務の新設をしております。

それと2番目として、欠格事由の新設をしております。

3番目としまして、悪質業者の排除に係る規定の新設。

4番目にシュノーケリング業の新設となっております。

以上です。

○仲村家治委員 特に県と市町村の責任というか、役割分担がある程度見えてきて、なかなかファジーの部分が、明確に一緒に責務としてやったという、大変よかったなと思っております。

また、欠格事項の項目を設けることによって、去年いろいろ、今、石垣とか宮古とか、また本島内のビーチでも、ちょっと悪質な業者の皆さんが出て、観光客に大変迷惑をかけたという事件というか、事故もあったようですので、



この辺は明確に取り締まるということでは、大変その海の安心の部分で、ぜひよかったなと思っております。

またシュノーケリングは、自然海岸の中で一番事故が多いので、公共のビーチではシュノーケリングできないんですね。禁止されているものですから、自然の海岸に行って、監視員がいない中で泳いで、溺れるということもあるようですので、この辺もしっかりと網羅されているので、大変、今回の改正は、私もこの沖縄の海の安心・安全で、また一歩も二歩も前進したと評価しておりますので、また施行に当たりましては組織の改編もあって、明確に部署もできているようですので、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 今のシュノーケリング、これがやっぱり事故が多いということが懸念されてきている状況が続いてまいりました。

いろいろレジャー関係者に聞いてみると、ダイビングといった潜るよりも、そういうものが事故が多いということ指摘されてきて、今回そこに注目して改正をしていくということになってきているわけですけど、結局、言うように、ビーチの中ではシュノーケリング禁止だというようなところもあります。

しかし、沖縄の海をどう満喫するかというのは非常に大事なことでありますし、離島のほうではそういうのをどんどん推進しているところもあるわけですよ。

そういうところから含めて、今回の改正の中で、このシュノーケリングの業を新設する必要があるということで、どう変わっていくか、どう規制していくのかということ具体的を示していかなければいけないと思いますので、どうでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 委員おっしゃるとおり、シュノーケリングの事故が、全体の約4分の1ぐらい占めていて、発生すると約半分は亡くなってしまおうという、致死率が非常に高いということでありまして、非常に、その対策が急務であるというふうに思っております。

そういったこともありまして、シュノーケリング業が届出制でないものから、その業者の実態がはっきりしないんですね。どのぐらいあるのか、ネットで調べると500件ぐらいというふうな予想はされるんですけど、まず警察と

しては、そういったシュノーケリングの実態、どういった人がやっているのかというのは届出させることによって、そういう実態が分かれば、そういった指導、助言等々ができるのではないかなというふうに思っております。

○平良昭一委員　ダイビング等と違って、こういう資格取得という問題があまり表に出てこないわけですね。

だから今回、そういう条例を改正することによって、的確な基準を絶対設けないといけないと思うんですよ。

500件ぐらい大体あるだろうという予想でありますけど、要は、現在でも禁止しているところ、逆に推進しているところもあるわけですよ。

その辺の状況を踏まえての今回の改正であるというふうに私は理解をしておりますけど、今後の進め方によっては、ある意味では推進してきたところがいろいろ反発してくる可能性もあるわけですよ。

その辺、どんなでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長　まず、基本的なシュノーケリングの定義としまして、酸素を吸うシュノーケルを使用したら、もうシュノーケリングだと。

今まで、水中眼鏡とかフィンとか足ひれの大体3点セットでシュノーケリングやるんですけど、そうした場合に、足ひれを使わなければシュノーケリング業じゃないということで届出をしないとか、そういったこともあるんで、そういったことも見据えて、シュノーケル、このパイプー吸引器を使用すればもうシュノーケリングというふうに、定義づけをしております。

それと、ただ、ビーチエントリーとか、船舶を持って行って、そこから、船から降ろしてやるのもシュノーケリング業ということで含んでいるんですけど、そういったプレジャーボートの届出もまた必要だということで、二重、三重の届出をやる必要があって、そういったことで、いろんな講習会とか、いろんなそういう指導とか、そういったのが非常にやりやすくなるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意識づけをさせることによってやっぱり業者も届出をしているということで、そういう責任も生まれるんじゃないかなというふうに思っております。

○平良昭一委員　潜るものと違って、簡単にできるという安易な形の中での満喫をさせようというような考え方の中でそれが生まれてきている。

おっしゃるとおり、息継ぎをするときに水が入って、それを吸引してパニッ

クになって慌ててしまうというような状況を何度も聞いてはいるんですけど、安易にできるがゆえに事故が多くなるということであれば、ちゃんとしたガイドラインをつくってやらんといけなくなります。

これから今後、そういう議論はされてくると思いますけど、今回このシュノーケリング業も新設したということで、その中でかなりのガイドラインをつくって行って安全にしていきたいなというふうに思っていますので、最後にこれをお願いします。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回のこの条例の改正なんですけど、平成6年につくられて、これを踏まえた部分ではあるんですけど、そのときにつくられた、今は一般財団法人になっているんですけど、沖縄マリンレジャーセーフティービューローさん一皆さん通称OMS Bというの、それがあんですけど、今回のこの条例を改正する部分で、このビューローが果たす役割って何ですか。

○松崎賀充生活安全部長 その前に、まずOMS Bの成り立ちを説明しないとちょっと理解できないのかなと思いますので。

OMS B—沖縄マリンレジャーセーフティービューロー、略してOMS Bというんですけど、これは平成6年の4月1日に水上安全条例が施行されたときと同年の12月に公安委員会所管の公益法人として設立されております。

この財団の目的というのは海域レジャーの環境の整備とか海域レジャー提供者に対する安全対策の指導、そして県民に対する安全意識の啓蒙活動を行うということで、提供者の指導育成の中心的役割を担っているということになります。

OMS Bの役割としまして、公安委員会から委託事業を行っておりまして、公益目的事業なんですけど、安全対策優良海域レジャー提供者の指定というのがありまして、マル優制度ということで、あなたのところはよく安全対策されていますよということで公安委員会からお墨つきのマル優制度というのがあるんですけど、そういったマル優審査の受託事業とか海域調査の受託事業、それと、先ほどシュノーケリングもあつたんですけど、そういったものの講習の受託事業等々、シュノーケリングは別です。

OMS B独自にシュノーケリングの指導者認定事業とか水難救助員の認定事業等々がありまして、非常にOMS Bは水上安全条例と関わりの深い団体と

なっております。

以上です。

○**當間盛夫委員** ちなみに、このマル優事業者、今この制度をこの公益目的事業でやられているというのがあるんですけど、このマル優事業者は今どれぐらいあるんですか。事業者の数は。

○**松崎賀充生活安全部長** 優良事業者については、全体で、令和3年の1月末現在で106件でございます。

これは毎年1回更新ですので、その年ごとに変わってくるという状況です。

○**當間盛夫委員** ちなみに、これはダイビングだけなのかどうかがちょっとあれなんですけど、300件あって、今もう2000件。2000事業者、皆さんあるということになるんですけど、その中で106件って、これはどうなんですか。

○**松崎賀充生活安全部長** その点も含めまして、数的には非常に少ないと思われるかと思うんですが、これも兼ねてOMS Bをまた活性化させて、事業、こういったマル優制度を活性化させようかなというふうに思っております。

先ほど警務部長からありましたように、地域部をつくるということで、水上安全条例の係があるんですけど、それを対策室に格上げして2名から6名体制でやる予定であります。

それと、去年の11月からうちの警部補をOMS Bに派遣しまして、そういったOMS Bの活性化をやろうと実施中であります。

○**當間盛夫委員** 皆さんも苦勞されているわけよね。

県警察からこのOMS Bに事務局長として職員を派遣するわけですよ。

当初の基金残高が約4800万あるんですけど、これ今、何か皆さんの資料を見ると公益目的財産額で4900万になっているわけですよ。ほとんど支出されていない状況になるんですけど、これはどう認識すればいいんでしょうか。今、皆さんの公益目的財産額というのは4916万2555円でいいんでしょうか。

○**松崎賀充生活安全部長** 現在、約900万円となっております。

○**當間盛夫委員** ほとんどないわけね。

○松崎賀充生活安全部長　そういう状況となっております。

○當間盛夫委員　ということは、皆さん出向を出しているぐらいですから、この講習会においてもマル優事業者の事業にしても、やはりこの公益目的事業という部分でどういう形でやるのか、この今度シュノーケリングのガイドを含めたインストラクターの認定講習事業というものは、これはもう一般事業ということで皆さん収益を上げるような形になるんですか、このOMS Bは。

○松崎賀充生活安全部長　そのとおりになるかと思えます。

○當間盛夫委員　これ、沖縄の観光におけるマリンレジャーというのは、やはり沖縄の売りなんですよ。

マリンレジャーが安全・安心でなければ沖縄の観光は成り立たないというところもあるかというふうに思っています。

しかし、今のOMS Bの状況を聞くと、なかなか事務局の人件費も出せないぐらいの一般財団でしかないということになってくると、皆さん、もう少しそれは知事部局に拠出するような部分での働きかけ、やっぱりこれだけOMS Bが果たす役割というのは、今度の水上条例で変わって強化していくわけですから、やはりそのマリンセーフティービューロー自体がもっと変わらないと、その組織の強化にもならないというふうに思うんですが、どうですか、その辺は。

○松崎賀充生活安全部長　委員おっしゃるとおりで、やっぱり予算がないとなかなか活動を活発にできないのかなというふうに思っております。

今までコンベンションビューローとか、そういったところからもろもろの予算をもらいながら運営していた状況なんですけど、非常に現在逼迫しているような状況なので、もし仮に予算がつくようなことがあれば非常にうれしいなというふうに思っております。

○當間盛夫委員　もっとばんばん認定、総数で2000件もあるわけですから、これからこのシュノーケリングに関しても皆さんに届出制ということを持っていくというような形になると、やはり事業をしてその分で利益を上げるということに対して。一方で、県を含めたこの水難条例、OMS Bのほうで沖縄のマリンレジャーの安全・安心ということを与えるということが大事だというふうに思っていますので、やっぱりある一定の業者に対しての、OMS Bに対する拠出ということも考えられたほうが良いというふうに思っていますので、これは

提言として終わります。

ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 提案理由説明の議案の概要で、1番目に全国平均の2.4倍、水難事故、それからシュノーケリングと潜水中の事件が2番目に多いというのがあるんだけど、それと4番目に、悪質業者が営むことが可能で、近年暴力団員が海域レジャー業者と事業を営んでいることが確認されているということが書かれていますけど、この事故とこの悪質業者、あるいは暴力団が営んでいるということの因果関係というのを教えてください。

要するに、事故というのはそういう悪質業者が多いんですかということさ。

○松崎賀充生活安全部長 うちのほうで把握した無届け業者、過去5年間のうちに無届け業者が事故を起こしたというのが、今年に入ってはありません。

それと、令和2年にもなくて、令和元年、過去5年なんですけどシュノーケルが1件、平成30年のカヤックが1件、飛びまして、平成28年がダイビングで1件、そのぐらい、年1回あるかないかぐらいのことです。

○渡久地修委員 この4番に、近年、暴力団員が海域レジャー業者として事業を営んでいることが確認されていると書かれていますけど、これ、実態はどんななっているんですか。

○伊集守隆組織犯罪対策課調査官 お答えします。

県内における暴力団、準暴力団も含めますが、具体的な組織活動自体についてこちらで明らかにすると実態解明、取締りに支障が生じますのでお答えは差し控えますが、これまで県内の特定事業者に参加するものについては、不法行為を認知した場合、各省令に基づき厳正に対処することはもとより、トラブル等による相談等につきましても、これまで助言指導を行うなど、適切に対応しているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員 皆さんが、近年、暴力団員が海域レジャー業で事業として営んでいることが確認されていると書いてあるんだよ、皆さんが説明の中だよ。

だからそこは。何でこういう事業を営むことができるんですか。

○伊藤竜之地域課調査官 お答えします。

現条例の内容ですと、そういう暴力団員でありますとか不適格性を持つ業者であっても届出を受理せねばならず、そのまま事業を営むことが可能であるというところがございます。

そこで、今回の改正条例において、人の生命と密接に関係する水難事故、それを防止するために、一定の悪質業者であったりとか、この条例の遵守事項を守ることが期待できない者を事業者から排除するというところで、海の安全を確保していこうというところがございます。

以上です。

○渡久地修委員 それで、具体的にこういう人たちを排除していくと、今度の条例を改正することによって、どのように排除していく、具体的な方策というのを教えてください。

○松崎賀充生活安全部長 欠格事由の中に、暴力団員等、または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者については欠格事由ということで定められて、今回新設しております。

○渡久地修委員 いや、だからそれだけで排除できるのか。

○松崎賀充生活安全部長 欠格事由の中に営業の責任を負う能力がないんじゃないかなという者については、破産手続開始の決定を受けて、復権を得ないものとかですね、それとか遵法精神の希薄な者については、禁錮以上の刑に処せられたり、この条例に反して罰金刑に処せられた場合には欠格事由となっていて、そういった悪質業者、不適格者については排除できるようなシステムづくりとなっております。

○渡久地修委員 朝の総務企画委員会の質疑でもやったんだけど、沖縄県は、暴力団排除条例に基づいて、公共事業とかいろんなものをやるときに誓約書を書かせていると思うんですね。

あなたはそういう反社会的勢力と、私は関係ありませんとかどうのこうのというのが、たしかあると思うんだけどね、こういったものは、今回これは適用しないんですか。

○松崎賀充生活安全部長 今回のものも、本人に届出を出させる場合に、暴力団ではないとかいう誓約書を書かせていく、欠格事由に該当しないという旨を誓約させて提出させます。

それで排除できるというふうに思っております。

○渡久地修委員 分かりました。

確認します。誓約書を書かすわけね。

○松崎賀充生活安全部長 書かせます。

○渡久地修委員 それで、皆さんの今、この4番目に、近年、事業を営んでいる、現在営んでいる人がいますよね。

現在2241件かな、営んでいる人たちもこれは求めていくんですか。

○松崎賀充生活安全部長 これは、既存、既届けの事業者に対する欠格事由の確認方策ですけど、これは既届けの事業者の約96%が潜水業とかプレジャーボート業者が絡んでいまして、大半が現にシュノーケリング業を営んでいるということで、今回の条例改正に伴ってシュノーケリング業の届出を申請してきたときに誓約書等を提出させるというふうに考えております。

○渡久地修委員 だから、これから条例が改正された以降は誓約書を取るけど、今までの人たちは、一切、もうこれはなしということで理解していいんですか。

○松崎賀充生活安全部長 届出もいろいろ、人が変わったりとか地番が変わったりとか、水難事故防止の人が代わったりとした場合に届出を改正してまた出しますので、そのときの変更時とか優良事業所の申請時、これは年に1回あるんですけど、そういったものとか事業者への立入調査とか、ほかの事業者などから風評があって、あそこは暴力団じゃないかなというのであれば、あらゆる機会を通じてその欠格事由の有無について把握して、適宜対応していきたいなというふうに思っております。

○渡久地修委員 今の部長の答弁だと、年1回更新があって、そのときに確認できるということで理解していいのか。



○松崎賀充生活安全部長 これみんながみんな、年1回立入調査をなさいたいというふうになっているので、そういった機会も捉えるし、届出、改正するときには届出をしたときに新しくまた誓約書を出させるので、年1回じゃなくていろんな機会を捉えて届出書を確認できるようなシステムづくりでやろうと思っています。

○渡久地修委員 新しく届出する者にはそういったので対処できると。皆さんの4番目にある近年、現に営んでいる人たちも今の答弁で、この新しい条例で、今、現に営んでいる人たちが本当に反社会的勢力だったらこれで排除できるということではないんですか。

○松崎賀充生活安全部長 それでよろしいです。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

松崎賀充生活安全部長。

○松崎賀充生活安全部長 それでは説明させていただきます。

乙第25号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は平成16年度に整備いたしました警察無線機に関しまして、電波法令の改正及び老朽化により令和4年12月に廃止されるため、警察無線機の一部を更新する必要があることから整備するものであります。

整備の内容といたしましては、I P R形移動用無線機につきまして、パトカーなど車両に登載する車載用無線機が98組、警察官が携帯する携帯用無線機が87組、白バイに登載するI P R形オートバイ用無線機が11組となっております。

今回、警察無線機の取得に伴いまして予定価格が7000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

以上で、乙第25号議案の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○又吉清義委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 すみませんね、聞かせてください。

今回、契約金額が1億5000というふうになるんですが、相手先が三菱さんであるんですが、この契約内容ってどういうふうな。一般競争、随契、公募。

○松崎賀充生活安全部長 一般となっております。

○當間盛夫委員 一般となると、これはどれぐらいの会社というのか、その入札があったんですか。

○大城隆通信指令課長 お答えします。

入札参加業者につきましては1社となっております。

○當間盛夫委員 この無線機ってそこしかないんですか。

○大城隆通信指令課長 国内ではその業者1社のみとなっております。

○當間盛夫委員 疑ってもあれなものですから、まあいいんだけど。

これ数的に、この車両98で、移動用携帯で87、オートバイで11なんですけど、これだけじゃないよね。全体的にどういうふうな、これから。

今回は組という形になるんですが、あとどれぐらいやらないといけない。

これは全体廃止になるのかな、これまでのものは。これは令和4年までに全部変えないといけないんだよね。

ちょっとそれ、全体的なもので予算的にどうあるのか、もしお分かりでしたら。

○松崎賀充生活安全部長 現在76%程度の無線機の設置状況なんですけど、そ

れを令和4年までには90%まで持っていこうかなというふうに、今計算して出しているような状況です。

○**當間盛夫委員** これ、今回、令和4年までのもので1億5000やると90%になると。

残り10%はどうするの、何なの、残り10%って。

○**松崎賀充生活安全部長** これ、段階的に引き上げていこうかなと、一気にはなかなか厳しいのかなと。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から残り10%の取扱いはどうなるのかとの質問があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

○**松崎賀充生活安全部長** 古いAPRという機械があって、そこからIPRというふうに順次変えていくので、平成4年までにはIPRが全部90%載せ替えになるというような計算です。

今、混合して、IPRもAPRも2つの古い機械と新しい機械で連合させて使っているような状況で、それをどんどん新しいものに変えて90%に持っていくときには、もうみんな全員新しい無線機になっているというようなことでございます。

○**當間盛夫委員** じゃあ何、令和4年の12月には、100%このIPRに変わっているという認識でいいんですか。

○**大城隆通信指令課長** 現在、本来は国費で賄われる無線機なんですけれども、その足りない分を県費で賄おうとするということで、予算立てをしております。それで100%にしたいんですけれども、予算の都合上、なかなか100%にできないと、どんどん車両も増えてくるものですから、なかなか追いつかないということですけども、残りの10%、20%につきましては、ほかの無線機もありますので、これを活用したりして、警察活動に支障がないようにしております。

○當間盛夫委員 ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案及び乙第29号議案「交通事故に関する和解等について」の審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については、説明は一括して聴取することとし、質疑は議案番号を申し述べてから行うこととしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 それでは、乙第28号議案交通事故に関する和解等について御説明申し上げます。

資料は4ページでございます。

平成28年3月8日午前3時15分頃、読谷村字座喜味の県道6号線上において、2人乗りで蛇行運転、信号無視等を繰り返しながら逃走する相手方の普通自動二輪車を停止させるため、職員が緊急走行でパトカーを運転して、相手方の車両を追い越し、前方に出ようとしたところ、パトカーの左側後方が相手方の車両に接触し、相手方車両を転倒させた交通事故が発生しました。

県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方2人に対して、総額1190万9900円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、乙第29号議案交通事故に関する和解等について御説明申し上げます。

5ページでございます。

平成30年1月7日午後5時21分頃、名護市宮里3丁目の国道58号上において、対向車線の右折帯で信号待ちのため停車している相手方の2人乗り普通自動二輪車に対し、職務質問を行うとともに逃走防止を図るため、対面信号が青信号になった後、職員が公用車を相手方車両の前方に移動させようとしたところ、相手方の車両が発進したことに気づくのが遅れ、相手方の車両に正面衝突した

交通事故が発生しました。

県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方3人に対して総額1028万7912円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、乙第28号、乙第29号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案及び乙第29号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初は28号ですが、午前3時15分に相手方が普通自動二輪車で、障害の程度も大きいと、後遺症出て大きいと思うんですが、相手方っていうのは、年代は何十代でしょうか。

○平松伸二警務部長 当事者2人でございますが、2人とも10代でございます。

○西銘純恵委員 この時間帯に公用車が緊急走行で車両を追い越したってあるんですけど、これは、たまたま発見したってということですか。

危険運転をしている10代の2人を見つけたってということですか。

何か警ら中だったんですか。

○平松伸二警務部長 警ら中に信号無視を繰り返しながら逃走する自動二輪車を発見して、職務質問をしようとしたところ、逃走したというふうな状況でございます。

○西銘純恵委員 結構、この10代の運転者も危険な状況であるでしょうし、それと、これ追尾したっていうんですか、どういう状態で前のほうに出ようとしたのかということを知りたいんですけど、スピードとか考えて、こういう行為っていうのは、職務上にしても、職員そのものも危険な状況ではないのか。

こういう方法というのは、一般的に取っているのかどうかお尋ねします。追跡の方法といいますかね。

○金城重成監察課長 お答えいたします。

パトカーは、相手が、先ほど言った違反行為繰り返しながらのところを追跡して、さらに停止を求めながら追跡をしている状況にあります。

そこで停止しないので、前方に回り込もうとしたところ、接触したという状況にあります。

以上です。

○西銘純恵委員 過失割合ということもあるんですが、何対何になっているのか、そして前方に回り込むときのスピードっていうのか、そういう日常的に行われてるような追跡の方法なのかお尋ねします。

○平松伸二警務部長 本件交通事故における県と相手方の責任割合につきましては、県が3割、相手方が7割というふうになってございます。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員より速度についての質問があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

金城重成監察課長。

○金城重成監察課長 お答えいたします。

速度につきましては、おおよそ70キロでございます。

○西銘純恵委員 今お尋ねしているのは、10代の少年2人乗りで蛇行運転とか信号無視を繰り返している大変事故につながる危険な状況があったってということであるんですけども、ただ、パトカーに追跡をされて、いよいよ逃げようとしたのかっていうところも含めて、今の状況だったらパトカーは何人乗りだったんでしょうか。

同じように事故に遭ったら、職員のほうも、けがをする危険があるということもあるので、これに対して、けがをされたのかどうかも含めて、職員がですね。それもお尋ねするし、今後もこのような少年がやっていたら、同様な形で追跡をするっていうことになっているのか、やっているのかお尋ねします。

○平松伸二警務部長 パトカーの乗車人員は3人でございます。

けがはございませんでした。この同種の事案が発生した場合に、パトカーが

追いかけるか、追いかけないかということにつきましては、やはり違反状況を現認すれば、当然追跡するということをございますので、追跡するに当たっては、当然、先ほどけがのお話、けががなかったということをございますけれども、運転手自身の—もちろん相手にけがをさせないということはもちろんですけれども、職員自身も受傷事故のないように指導しているところをございます。

**○西銘純恵委員** 少年ですから、やっぱり逆にパトカーに追われているっていうことで、全くどういう状況だったのかな、その後でどういう、警察のほうで本人からどうい話をしたかっていうのはちょっと聞けませんけど、いずれにしても、動揺するっていうのか、もう逃げるっていうところで、本当に危険な状況というのを顧みることができないっていう状態が少年っていうところで感じるわけですね。

だから、そういう意味では、結果論として少年だったということではあるけれども、次の議案もそうですが、自動二輪車っていうものの追跡に関する件については、本当に事故にならないような措置っていうのは十分取るっていうことを、ぜひ心がけてほしいなということを一応求めて終わります。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** 1件だけ確認したいんですが、今回の28号、そして29号、後から出てくる32号、33号ですか、和解に至るまでの時間のかかり方というんでしょうか、物損っていいましようかね、損傷事故、後で出てくるのは、令和2年の発生事例なんですよ。

今回の28号については、事故発生が平成28年と。次のが平成30年ということで、人身に係るのは、それ相応の時間がかかるのかな、和解について。

物損については、警察署内ということもあるのかなと思って、時間がかかるっていう部分についてはどうなんですか。速やかな処理といいましようかね、これ、こんなものなんですか。

人身事故に係る損害賠償が来て和解に至るまでの時間が、28年のやつが令和2年、何年かかりますか。5年ぐらいかかるのかな。そんなに時間を要するものなんですか。この説明をぜひ。

**○平松伸二警務部長** 乙第28号議案、第29号議案につきましては、相手方の方に一定の後遺障害が出ている関係で、その支払い、過失の認定もそうですけれ

ども、支払額、賠償額の確定に時間がかかったというふうな状況でございます。

○仲宗根悟委員 今、後遺症ですとか、いろいろ見た場合には、これだけの時間を要した、かかったという理解でよろしいのでしょうか。

○平松伸二警務部長 そのとおりでございます。

○仲宗根悟委員 28号、そのぐらいの時間かかりましたと。

30号についても同じような要件、事案で、こちらのほうはそれなり、28号よりも時間はかからないで速やかに解決を見た、と、和解に至ったと、後遺症やら何やら確定ができたというようなことでよろしいのでしょうかね。

○平松伸二警務部長 そのとおりでございます。

○仲宗根悟委員 あと、ごめんなさいね。

この人身事故に関わるような和解というのは、こういう事案としては28号みたいな感覚で、それ相応の時間がこれまでもかかっていると見ていいですか。これまでの事案あると思うんですけども、大体3年ないし5年以内かかる議案が。

○平松伸二警務部長 今回、本会議に上程しました交通事故2件のほかに、賠償金の支払い総額が300万を超えたという交通事故はございません。この2件が300万を超えた事案でございます。

○仲宗根悟委員 分かりました。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 1つだけ。

この28号、蛇行運転とか信号無視とかあるんですけど、今まで過去に暴走族と言われるような集団とか、結構問題になったんだけど、近年、今回こういう蛇行運転とかあるんだけど、暴走族というのは、最近の動向はどんなですか。



○我如古盛明交通指導課調査官 令和2年12月末現在、昨年12月末ですけれども、組織を標榜した暴走族グループについては、6グループを把握しております。

これは前年比で見ますと3グループ増加はしているということでもあります。

ただ、過去の県内の暴走族の状況を見てみますと、中学校単位で暴走族グループを結成していたのが徐々に減少していきまして、平成25年からは白バイによる夜間の遊撃活動を開始しまして、さらに減ってきております。

平成28年には18グループ把握していたのが現在6グループで、若干、令和元年から2年にかけては増えておりますけれども、減少傾向というところであります。

以上です。

○渡久地修委員 今回の28号の議案は、そういう6グループとの関連性もあるんですか。

○我如古盛明交通指導課調査官 交通事故の捜査もさせていただいているところですが、今回の本件に関しては、暴走族のグループではありません。

○渡久地修委員 それでこの6グループに減っているということなんだけど、やっぱり皆さん取り締まらないといけない、こういう蛇行運転とか信号無視をやっていると事故につながって、この子供たちの命も危ない。

かといって今回のようなものになってもいけないという、非常にジレンマもあると思うんですけれども、いわゆる暴走族そのものをなくしていくというのは今どんな取組をなされているんですか。

○我如古盛明交通指導課調査官 暴走族の取締りを、今現在強化しているところではありますが、交通指導課内に暴走族対策係をおきまして、白バイと覆面パトカーでもって連携して取締りを強化しています。

特にメモリアル暴走と言われて、例えばクリスマスとか、そういったメモリアルに当たるときに、県内の各所を連携して取締りをしております。

以上です。

○渡久地修委員 ぜひ、この暴走族というのはなくすように、ぜひ頑張ってください。

終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 1点だけ確認したいんですけども、先ほど議案第28号と29号、議案提出に時間がかかったというのについての答弁がありましたけれども、私が事前に説明を受けた内容とちょっと違うかなと思うんですけど、もう一度説明をお願いできますか。

○平松伸二警務部長 本来、賠償額が300万円を超える交通事故につきましては、議会の上程案件として取り扱わないといけないところがございますけれども、先ほど一定の後遺症があったというようなところもありまして、若干その事案が長引いたということもあるんですけども、この28号議案につきましては平成28年3月8日に発生したものでございますけれども、担当部所間の伝達が十分でなかったことということで、議会上程案件としての確知が遅れたと。保険制度ですとかの理解、関係資料の収集に時間を要したということが一つの要因としてございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案及び乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案及び乙第33号議案車両損傷事故に関する和解等についての審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については、説明は一括して聴取することとし、質疑は議案番号を申し述べてから行うこととしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 それでは乙第32号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

資料は6ページでございます。

令和2年6月6日午前10時頃、沖縄警察署の駐車場において、相手方が駐車するため、車両を後退させた際、駐車場の警備センサーを保護するために設置した鉄格子に車両が衝突し、後部バンパー等が損傷した車両損傷事故が発生しました。

本件事故が発生した駐車場にはコンクリート製の車止めが設置されていますが、当該車止めは、タイヤが車止めに到達する前に車体が鉄格子に衝突する位置に設置されており、事故の発生を防止するための措置が不十分でありました。

県は、警察署施設の設置または管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の賠償金の額として、相手方に12万4500円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、乙第33号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

7ページでございます。

令和2年7月30日午後1時40分頃、浦添警察署の駐車場において、相手方が駐車するため車両を後退させた際、同署庁舎のコンクリート製の梁に衝突し、後部ガラス等が損傷した車両損傷事故が発生しました。

本件事故が発生した駐車場にはコンクリート製の車止めが設置されていますが、当該車止めは地面に固定されておらず、タイヤが車止めに到達する前に、車体がコンクリート製の梁に衝突する位置に設置されており、事故の発生を防止するための措置が不十分でありました。

県は、警察署施設の設置または管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の賠償金の額として、相手方に2万5000円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第32号、乙第33号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより乙第32号議案及び乙第33号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 32号ですけれども、鉄格子の設置した日は6月6日直前か、そんなもんですか。この車両だけが衝突したということですか。

○金城重成監察課長 鉄格子を設置しました当時の会計書類が保存期間満了の

ため廃棄されていますので、設置年月日につきましては不明でございます。

○西銘純恵委員 多種多様な車両に対応できる設置方法ではなかったということになるのかと思ったんですが、この鉄格子を設置したのは、警察がそこにと特定したのか、業者がそこにやったとしたら業者のほうの過失とかはないのでしょうか。

○金城重成監察課長 本件事故が発生しました駐車場所に防犯用の警備センサーが設置されております。

以前にその警備センサーに車両が衝突する事故が発生しましたので、警備センサーの損傷防止のために、警察署のほうで警備センサーを覆う形で鉄格子を設置したものであります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案及び乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情令和2年第54号外6件について審査を行います。

ただいまの陳情について、警察本部警務部長、同生活安全部長及び同交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、陳情令和2年第54号及び陳情第44号について、警務部長の説明を求めます。

平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

まず1ページの陳情令和2年第54号、令和2年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の8の処理方針に関しましては、前定例会から特段の進展がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページの陳情第44号、高江県外機動隊派遣住民訴訟の口頭弁論への多数の県警警察官らの動員問題の全容を明らかにさせることを求める陳情につい

て御説明申し上げます。

県警察を被告とする当該住民訴訟につきましては、県警察が関与する訴訟でございますので、平素から県警察の各主管課等により必要な対応を取っているものと承知しております。

一方で、県警察が関与する他の訴訟と同様に、県警察として個別訴訟の詳細を把握しているものではございません。

県警といたしましては、今後とも県警察が関与する訴訟につきまして、県民の皆様のご理解が得られるよう対応してまいります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情令和2年第118号外2件について、生活安全部長の説明を求めます。

松崎賀充生活安全部長。

○松崎賀充生活安全部長 陳情の処理方針について御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

沖縄県公安委員会所管に係る陳情令和2年第118号沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の陳情について御説明させていただきます。

1から5につきましては、処理方針に若干の変更がありますので御説明させていただきます。

まず、1の届出制から許認可制に変更することについては、憲法においては公共の福祉に反しない限り、職業選択、営業の自由を保障していることから、その営業を禁止することは行政目的を推進するために、より制約的ではない他の手段がないかといった点の検討を含め、慎重に検討した結果、水上安全条例改正案において新たに事業の提起等を規定し、条例における安全対策上の義務規定に違反した場合及び罰則に該当する行為をした場合において、遊泳者、その他の海域等利用者の生命、身体及び財産を保護するために、特に必要があると認める場合に、事業の全部または一部に停止を命じ、さらに欠格事由に該当した場合に事業の廃止を命じることができるとし、不適格者等の排除が可能であることから、引き続き現在の届出制で安全対策の措置を講ずるべきものと考えております。

次に、2の水上安全条例を改正する際の民間団体等の参加については、昨年

7月にはマリンレジャー関係22団体等に対し、水上安全条例の改正に関するアンケートを実施して意見を取りまとめたほか、昨年9月から11月の間、3回にわたり開催されたマリンレジャー関係業者等を委員とする水難事故防止に関する有識者会議の提言結果や行政手続法に基づくパブリックコメントの実施結果等を踏まえ検討した結果、水上安全条例の改正作業を進め、令和3年第1回沖縄県議会2月定例会に水上安全条例の改正案を提出したところであります。

次に、3の営業許可を受けた事業所の情報回覧については、水上安全条例では届出制となっているところ、届出業者等の情報については、従来から、個人情報に該当しない範囲において情報を提供しているところでありますが、検討した結果、令和2年9月22日から、県警のホームページにおいて届出業者の一覧表を公開しており、今後、適宜更新することとしております。

次に、4の一次救命措置や海域でのレスキュートレーニング等の各種講習の受講義務化については、条例や規則の在り方に改善すべきところはないか、関係機関団体と連携するほか、水上安全条例の目的との整合性、事業者には義務を課す必要性の有無や程度等について検討した結果、マリンレジャー事業者に対する一次救命措置や海域でのレスキュートレーニング等の各種講習の受講については、条例改正案において、海水浴場、プレジャーボート提供業及びシュノーケリング業に対し、事業に従事する者、水難救助員、シュノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図ることと、努力義務を新設しております。

また、一次救命措置や海域でのレスキュートレーニング等の各種講習を年1回以上受講している事業所については、水上安全条例で定める安全対策優良海域レジャー提供業者を指定する要件の一つとすべく、改正条例の施行に併せて規則を改正しているところであります。

このほか、SDO認証制度の認証要件である反社会的勢力に属していないことについては、条例改正案において先述1のとおり不適格者を排除することとしております。

次に、5のカヤック・カヌー業の追加及び当該事業者に対する一定基準の資格取得の義務化につきましては、条例や規則の在り方に改善すべきところはないか、関係機関団体と連携するほか、水難事故防止に関する有識者会議の提言結果、また、過去における県内事業者に係るカヤック・カヌーの水難事故の発生が極めて少ない状況等を検討した結果、現行の水上安全条例上の安全対策措置のほか、カヤック・カヌー等の民間指導団体等による安全対策も有効に機能しているものと判断でき、いまだ事業者には義務を課す必要性が高い、つまり立法事実があるとまでは言えない状況であることから、引き続き現行のプレジャーボート提供業として安全対策等の措置を講じていく考えであります。

4 ページを御覧ください。

沖縄県公安委員会所管に係る陳情第31号沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部改正に関する陳情について御説明させていただきます。

1 のマリンレジャー事業所は最低1年に1回、一次救命処置と海域でのレスキュートレーニング参加を条件としているSDO認証制度、もしくは同等の制度の義務化については、水上安全条例の目的との整合性、事業者には義務を課す必要性の有無や程度等について検討した結果、マリンレジャー事業者に対する一次救命措置や海域でのレスキュートレーニング等の各種講習の受講については、条例改正案において海水浴場、プレジャーボート提供義務及びシュノーケリング業に対し、事業に従事する者、水難救助員、シュノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図ることと、努力義務を新設しております。

また、一次救命処置や海域でのレスキュートレーニング等の各種講習を年1回以上受講している事業所については、水上安全条例で定める安全対策優良海域レジャー提供業者を指定する要件の一つとすべく、改正条例の施行に併せて規則を改正しているところであります。

このほか、同認証制度の認証要件である反社会的勢力に属していないことについては、条例改正案において、新たに事業の停止等を規定し、条例違反や罰則に該当する行為を行った場合、遊泳者その他の海域利用者等の生命、身体及び財産を保護するために特に必要と認める場合に、事業の全部または一部の停止を命じ、さらに欠格事由に該当した場合に事業の廃止を命じることができることとしていることから、不適格者等の排除が可能であり、順法精神が希薄な者等を排除することとしております。

9 ページを御覧ください。

沖縄県公安委員会所管に係る陳情第52号沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（水上安全条例）の改正に関する陳情について御説明させていただきます。

まず、1の現行の海域レジャー事業届出書の種別、プレジャーボート提供業から新しい種別、カヤック・カヌー業に移行することの要望につきましては、条例や規則の在り方に改善すべきところはないか、関係機関・団体と連携すべく、昨年7月にはマリンレジャー関係団体（22団体）等に対し、水上安全条例の改正に関するアンケートを実施して、意見を取りまとめたほか、昨年9月から11月の間、3回開催されたマリンレジャー関係業者等を委員とする水難事故防止に関する有識者会議の提言結果、行政手続法に基づくパブリックコメントの実施結果等を踏まえ、また、過去における県内事業者に係るカヤック・カヌー

の水難事故の発生が極めて少ない状況等を検討した結果、現行の水安全条例上の安全対策措置のほか、カヤック・カヌー等の民間指導団体等による安全対策も有効に機能しているものと判断でき、いまだ事業者に義務を課す必要性が高い一つまり立法事実があるとまでは言えない状況であることから、引き続き、現行のプレジャーボート提供業として、安全対策等の措置を講じていく考えであります。

次に、2の事業届書に必要なカヤック・カヌーガイド名簿に明記する資格として、現行の水難救助員資格と併せて、当協会の講習受講と認定ガイド資格を取得することで、潜水業のガイドダイバー資格と同等資格であるとみなすことの要望につきましては、検討した結果、先述1のとおり、引き続き、現行のプレジャーボート提供業として、水難救助員を資格とするとともに、水安全条例改正案において、プレジャーボート提供業に対し、事業に従事する者及び水難救助員の知識及び能力の向上を図ることと、努力義務を新設することなどにより、安全対策等の措置を講じていく考えであります。

次に、3の現行の届出制度を許可制度にすることで、技能・資格が伴わない事業者の許可取消しを含む処遇を行政が可能とするものの要望につきましては、憲法においては公共の福祉に反しない限り、職業選択、営業の自由を保障していることから、その営業禁止することは行政目的を推進するために、より制約的ではない他の手段がないかといった点の検討を含め、慎重に検討した結果、水安全条例改正案において、新たに事業の停止等を規定し、条例における安全対策上の義務規定に違反した場合及び罰則に該当する行為をした場合において、遊泳者その他の海域等利用者の生命身体及び財産を保護するために、特に必要であると認める場合に、事業の全部または一部に停止を命じ、さらに欠格事由に該当した場合に事業の廃止を命じることができるとし、不適格者等の排除が可能であることから、引き続き現在の届出制の安全対策の措置を講ずるべきものと考えております。

次に、4の陳情に当たり、条例改正等の会議の場に当協会理事の参加並びに意見交換の場を設けていただけることの要望につきましては、条例や規則の在り方に改善すべきところはないか、関係機関・団体と連携すべく、昨年7月にはマリンレジャー関係団体（22団体）等に対し、水安全条例の改正に関するアンケートを実施して意見を取りまとめたほか、昨年9月から11月の間、3回にわたり改正されたマリンレジャー関係業者等を委員とする水難事故防止に関する有識者会議の提言結果、行政手続法に基づくパブリックコメントの実施結果等を踏まえ検討した結果、水安全条例の改正作業を進め、令和3年第1回沖縄県議会に水安全条例の改正案を提出したところであります。



なお、本陳情の提出団体である特定非営利活動法人沖縄県カヤック・カヌー協会につきましては、先述の水難事故防止に関する有識者会議において、ゲストスピーカーとして貴重な御意見をいただいております。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○又吉清義委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

次に、陳情第43号及び陳情第51号について交通部長の説明を求めます。

大城辰男交通部長。

○大城辰男交通部長 それでは、5ページを御覧ください。

陳情第43号国道449号線（名護・本部地区）での粉じん等の環境調査の実施と過積載車両の取締りを求める陳情の過積載等の取締りに関する処理方針につきまして御説明させていただきます。

県警察では、道路における危険を防止し、交通の安全を図るため、交通機動隊や所轄警察署による過積載違反や整備不良の指導取締りの強化を図るとともに、沖縄総合事務局等との合同取締りを行っております。

また、悪質な過積載違反を行った事業用の車両に対しては、道路交通法の規定に基づき、事業者の監督官庁である沖縄総合事務局に対して違反通知を行って過積載違反の防止を図っており、さらには、事業者等の下命・容認等の行為を防止することも重要であると考え、現場において、運転者から聞き取りを行うなどしているところであります。

このほか、トラック協会等との関係団体とも連携して、過積載や整備不良等の違反防止について、指導や啓発を行っているところであり、県警察におきましては、今後とも、関係機関、団体と協力しながら、交通安全に向けての指導取締りと違反防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8ページの陳情第51号キャンプ・シュワブゲート前の不法占拠及び違法駐車等の撤去に関する陳情の処理方針につきまして御説明させていただきます。

県警察では、キャンプ・シュワブ周辺における、抗議参加者を含む関係者の安全の確保、一般交通の安全と円滑の確保など、住民生活に支障を及ぼさないことに配慮して、警察活動を実施しているところであります。

キャンプ・シュワブゲート前の国道329号ののり面にテントやベンチ等の構築物が設置されていることは承知しておりますが、同所については北部国道事務所が管理者となっており、同構築物の撤去については同道事務所の権限において対処されるものと承知しております。

次に、キャンプ・シュワブ周辺道路における違法駐車対策に関しては、これまでも道路管理者と連携しながら、歩道へ車両の乗り入れができないような物理的な対策を講じたり、現場における指導取締りを行っているところですが、引き続き、交通の安全と円滑の確保等のため、指導取締りを含めた措置を講じてまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 陳情第43号国道449号線（名護・本部地区）での粉じん等の環境調査の実施と過積載車両の取締りを求める陳情この件についてお伺いをいたします。

皆さんの処理概要では、交通機動隊や所轄警察署による過積載車両違反や整備不良の指導取締りの強化を図るとともに、沖縄総合事務局等との合同取締りを行っておりますとしております。

次の段落でも、さらに事業者等の下命・容認等の行為を防止することも重要であると考え、現場において運転者から聞き取り等を行う等をしているところですよというふうに処理概要にありますけど、これは間違いないですか、行っているということについては。

○大城辰男交通部長 これまでも交通機動隊、それと警察署、それと沖縄総合事務局と一緒にですね、やってきております。ただ、去年はコロナの関係がありまして、合同での取締りはちょっとできないところもありました。

以上です。

○山里将雄委員 ここは陳情者の陳情について、これは国道449号においてのことですよ。

これ県内全てという意味ではなくて、あくまでもこの部分についてということと陳情が上がっているわけなんですけれども。その部分について、今の答えたとおり行っているということですか。

○大里英男交通指導課長 ただいま部長がお答えしました取締りについては、全体の取締りでございます。

国道449号に限ったものではございません。

○山里将雄委員 先ほども言ったとおり、この国道449号についての陳情なんです。それについてどうしているかということなんですよね。

今の処理を要件とすると内容的におかしくないですか。

○大城辰男交通部長 国道449号ではないんですけど、国道449号から南下して行って、国道58号を南下して行って、許田のほうの積載物を量るところ、そこで取締りをしている。要は、そこにしか機械がないものですから、そこで取締りをしているという形になっています。

○山里将雄委員 ですから、この陳情は、あくまでも449号での、これは粉じん等についても言ってますよね。

これは土木環境のほうに別の陳情として上がっていますので、そこでいろいろまた審査されるんでしょうけれども、ここでは、あくまでも過積載についてということになっていますけれども。

この陳情者の陳情の趣旨というのは、皆さんも、その辺は承知しているかと思うんですけども、あくまでも国道449号で行われている安和とか、それから塩川ですね、そこにおけるダンプの出入りによる粉じん、そして、過積載、これがあるんじゃないかということでのこの陳情になっている。

皆さんそれは理解していないんですか。そのようには捉えていない。

○大城辰男交通部長 先ほども話していますが、今、委員からありました安和とか塩川のほう、そこから南下して、58号を南下していくもんですから、そこで南下していくときに、そこで取締りをしている。

その過積載の場所がそこでしかないもんですから、そこで取締りをしているというふうにお答えしています。

○山里将雄委員 何度も言いますが、あくまでもその部分なんですよ。

いいですか、あそこは僕は一般質問でもやりましたけど、安和の部分についてやりましたけれども、安和だけでも1日に1000台、トラックが国道を通過して、そして構内に入って土を運んでいると。

塩川でも同じですね。恐らく、塩川でもそれぐらいなのでしょうがね。

そうすると2000台ぐらいの、おっしゃっている許田のほうでやっているそこは通らないんですよ、この車は、このトラックはですね。

そこでやったって何の意味もない。あくまでもこの449号を通っているトラックについて過積載が行われているじゃないかと。それを取り締まってほしいという陳情なんですね。

皆さんこれ、どう対応しますか。

**○我如古盛明交通指導課調査官** お答えいたします。

やはり、この過積載の違反を検挙するためには、やっぱりこのダンプの計量が必要不可欠であるというところで、計量所のある世富慶の計量所を使わざるを得ないというのが、現状であると。

これまで、取締りでも屋部、それとか名護市内辺りからも見た目、もう明らかに過積載しているだろうという車両については、停止をさせて、その計量所まで誘導をして、計測すると。

違法ということでありましたら、検挙をしているというところでありまして、今後もそういった措置を取っていきたいと考えております。

**○山里将雄委員** 今のおっしゃってる、その違法と思われるものについては、やっているというお話で、それはどれぐらい実際にはあったんですか。数は把握していますか。

**○我如古盛明交通指導課調査官** 統計では、449での取締り方法を、先ほど申し上げたような取締り方法での統計はなくて、去年1年間で7件の検挙はあるんですけれども、この詳細についての統計はございません。

**○山里将雄委員** 皆さんのこの処理概要に行っておりますと書いてあるから、僕もそう思うんですよ。あれは世富慶まで行かないとできないはずですよ。

なのに、皆さん、これ行っておりますって書いてあるから、一体どうやってやっているんだろうなと思ってですね、その件を聞こうと思ってたんですけれども。

やっぱりちょっと皆さん方の今の答弁では現実的にその部分についてはほとんど行われていないというのが現状だと思います。

陳情者もそれが要するに、過積載の車が多いと見受けられるのに、それを行っていないということでの、今回の陳情になっていると思いますのでね。

でも、やっぱり過積載が行われているという、あの道路、皆さん、しっかりと見たことありますか。

過積載が行われていることによって、あの道路がどれぐらいの例年、状態になっているのか。本当にひどいものですよ。

この辺は道路管理の部分なんで、皆さんとは関係ないとは思うんですけどね。

あそこは非常に景観のいいところですね、名護市は自転車のまちづくりもやっていますんで、北部全体としてですね。自転車の通行も非常に多いです。私もあそこはよく通るんですけど、自転車に乗ってですね。

そういう状況もある中で、粉じんが発生する。そして、道路が壊れる。

これは先ほど言った、そのダンプの数が多いということなんですね。2000台以上、1日で今、そこを通過して、土が運ばれているという現状があるわけですよ。

やっぱりそこは、過積載が行われているという可能性があるんであれば、皆さんの取締りをしっかりしていただかないと、やっぱりこれは困ると思うんですよね、地域の人たちも。

この辺どうにか対応できる方法はないんですか。

**○大城辰男交通部長** 過積載につきましては、一台一台全部止めるということが、ちょっとできないものですから、目視をしてそこに過積載のその量があるというふうなものについては、先ほどもお話ししましたように、過積載を計る場所—そこまで移動をしないといけないという現状があるものですから、そこまで移動をしてくる。

たくさん、これだけの車両があるから、それを全部そこに持っていくというわけにはいきませんので、それはその目視の中で、そういった違反しているものが過積載で違反しているというのがはっきりしているものについては、今言った現状でそういうふうに行っているということでもあります。

**○山里将雄委員** 実際にその現場で、そういうふうに明らかに過積載しているものについては、今、その世富慶まで連れて行ってからやっているという話なんですけど、これは一体、その誰がやっているんですか。そこにいる警察官ですか。そこに常時警察官がいるわけじゃないでしょう。

どういう形でやっているんですか。

**○大城辰男交通部長** 名護警察署と一緒に、交通機動隊と連携しまして、やは

り車は移動をしていますから、移動をしている車を止めるために、安全なところで止めて、それからその目視をしてそれが違反となっていれば、そこまで誘導をしていくという形でやっています。

**○山里将雄委員** 今の現状はそうだと思います。現実的に大変難しいし、実際やられているというふうには見えないものですから、そうだと思います。

ただですね、それはだからと言ってそれを放っておくというのはやっぱり皆さんとしてはその法律を違反するものについては、きちっと取り締まる義務はあるわけですから、そこはしっかりと今後、取り組んでいっていただきたいと思えますし、この陳情も今後も今日、採択されなければ継続となると思えますんでね、次回でもその辺の確認をしっかりとさせてもらいたいと思えますんで、できる限りの対応をしていただきたいなというふうに思っていますんで、よろしくをお願いします。

もう一つだけ、これ事業者等の下命・容認等の声を募集することも重要であり、現場において運転手から聞き取り調査を行うとしていると。

これについても、実際にどうですか。これはどこの事業者に対して行った話ですか。これも全体的な、一般的な話ですか。

**○我如古盛明交通指導課調査官** 目視でもって過積載が疑われるものについて、計測をして、計測した後に、もう間違いなく過積載だなということが判明しましたら、検挙をします。

検挙に際してこの運転者から実際にこの事業者からの下命・容認依頼、要求等があったかどうかの聞き取りをしているところで、この運転しているダンプの事業主に対して、この下命・容認の容疑があるのかないのかというところで聞き取りをしているところです。

**○山里将雄委員** いやだからそれも、言うとおりの国道449号の私がさっきから言っている塩川とか安和での、あの土砂の搬出、それを行っている事業者に対して行っているかということなんですけど、そうではなくこれも一般的な話ですか。

**○我如古盛明交通指導課調査官** はい、そのとおりです。もう一般的な話です。

もう一般的な取締りの際の聞き取り調査のやり方の説明でした。

**○山里将雄委員** 今の現状は分かりましたので、先ほども言ったとおり、やっ

ぱりそこはしっかりとやっていたかないと、皆さんもその義務を果たしていないということになると思いますのでね、ぜひそこは陳情者の声も酌んでいただいて、しっかりと対応をしていただきたいと思いますので、それを言わせていただいて、質問を終わります。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 今のものですけど、過積載のこともありますけど、陳情者の中には不正改造車や、番号表示のない車両が目立つというようなこともあるんですよね。

このトラックの不正改造とか、番号表示がないというものは、これ明らかな違反というものになるんですか。

○我如古盛明交通指導課調査官 不正改造ということでしたら、やはり法律の範囲を超えるような改造については違法というところですよ。

番号表示につきましては、一般的にはダンプ規制法と言われてはいますが、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法というのがありますけども、その措置法でもってダンプの荷台の側面及び後面に定められた表示を行うことというふうに定められています。

○平良昭一委員 番号表示というのも道路交通法で取り締まるということになるんですよね、それじゃあ。

○大里英男交通指導課長 お答えします。

陳情にあります表示番号については、先ほども説明がありましたけど、通称ダンプ規制法による荷台の側面及び後面に定められた表示のことです。

それは営業別に、営業あるいは販売、砂とか、砕石とか、そういう文字とアラビア数字を組み合わせたのが、一見してどのような営業で、番号は何番だということで車両が特定できるようになっております。

その表示については、ダンプ規制法によって定められておまして、もし表示しない場合には罰則がございます。

以上でございます。

○平良昭一委員 ということは、このダンプ規制法というのも、皆さんの管轄の中でチェックしないといけないのかということを知りたいわけ。営業に関わるものだったら、別のところかということさ。

○我如古盛明交通指導課調査官 このダンプ規制法につきましては、総合事務局が所管官庁でありますので、一義的に総合事務局が対応をするものと承知しております。

○平良昭一委員 では、ここに言う番号表示というのはここで議論をすべきものではないというふうに理解していいですか。総合事務局の対応になるのか。

○我如古盛明交通指導課調査官 委員がおっしゃいますとおり、一義的には総合事務局が所管となっておりますので、そういうことになると思います。

○平良昭一委員 じゃあ、この不正改造というのも総合事務局ですか、ダンプの。それは違うだろ。

○我如古盛明交通指導課調査官 不正改造というのにもいろいろございまして、例えば積載物を過積載するということで、さし枠という、この荷台を伸ばすような改造ですとか、そういったものになりましたら、道交法に抵触することになりますので、警察の所管ということになります。

○平良昭一委員 陳情者は、こういう過積載や不正改造が目立つんだということを陳情をしているわけですから、皆さんがチェックすることをしてくださいというお願いであるわけ。

それに対して、先ほどの山里委員からも言ったとおり、全くその場所では行っていない、目視でやっているというような状況ですけど、果たして目視の状況だけで足りているのかというのが陳情者の狙いだと思いますよ、意見だと思いますよ。

その辺に関して、皆さんは処理概要についてのこのような状況では、真摯に対応をしていないと言わざるを得ない。

その中で、過積載の場合には、世富慶のあの場所まで行かんといけないわけですから、あそこを通るわけがないですよ。今、船に積み込むためにやっているんだのに。塩川、安和で。



だったら、その陳情者に対する対応をやるべきじゃないですか。

○我如古盛明交通指導課調査官 委員がおっしゃるように、449号はすごい数の大型ダンプが通行をしております。

そこには、県警の職員ももう常時常駐しているような状況であります。

その中で、この不正改造と言われるような車両は現在は確認されていないというところであります。

○平良昭一委員 目視でやっているというふうな状況で、ないということであれば、そういうことを答弁したわけですから、また、陳情者がどういうふうな対応をするかをちょっと見てみたいと思っております。

それと、かなり今回、水難事故の防止の関係の中で出てきていますし、これまでの継続もあります。

その中で今回、いわゆる21号議案の中で審議をして、一部を改正する条例、水難事故の防止、これが可決されることによって、この陳情が大きく進展する可能性がありますか。関わり合いが相当出てくるような状況と見ていますけど、条例制定によって、この陳情者の方々に対する解決策がかなりあると見ていますけど、どういう感覚を持っていますか。

○松崎賀充生活安全部長 陳情の内容につきましては、ほぼ現改正条例で網羅されているのかなというふうに思っております。

○平良昭一委員 ということは、今回の条例改正が行われれば、今回出てくるこれまでの継続、いわゆる新しい陳情も大分前進するというふうに理解をしていいわけね。

○松崎賀充生活安全部長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 分かりました。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑ありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 5 ページ43号、ダンプの件でお尋ねします。

過積載の件で、世富慶のほうに計測場があるということですが、本島で計測場ってというのは、どれだけあるんですか。

北部で世富慶に設置した理由ってというのは何でしょうか。

○我如古盛明交通指導課調査官 お答えします。

県内にですね、計量所というのは、名護の世富慶とですね、嘉手納のほうに2か所がございます。

その2か所に設置した理由についてはですね、これは国道事務所の所管でありますので、お答えを控えさせていただきたいと思います。

○西銘純恵委員 やっぱりダンプが、それだけ通行量多いだろうということで、また、工事関係もそういう予測で計測場は造っていると思うんですが、今の国道449号との関連、安和や塩川とのダンプの関連では、今、不都合があるということですよ。

目視をして計測場へ、誘導するにしても、世富慶まで行くにはっていう話をずっとされているわけですよ。

この計測場をやっぱり直接、違反を取り締まるということであれば、違反が見られるその箇所に持っていくってというのは大事じゃないかと思うんですけども、計測場を新たに設置するかどうかっていうのも含めてですね、これは検討できるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○大城辰男交通部長 先ほど調査官からもありましたけど、計測場については、国の所管になっていますから、これ設置するについては、国のほうで考えていただくことというふうに思います。

○西銘純恵委員 実際、違反をしているのを取締りをして、国と一緒にやっているって言っていますけど、刑罰を科すわけですよ、違反には。それは警察がやるんじゃないですか。

○大城辰男交通部長 そのとおりです。

過積載の重量の制限がオーバーされた場合は、この罰則というのが規定されておりますので、それぞれの車種によって、過積載の量が多ければ、それによって反則金というのが科されるようになっております。

○西銘純恵委員 1年間でダンプの過積載ってというのは、どれぐらいあるんで

しょうか。

そして警察、所管別っていいのか、それも分かりますか。

**○大城辰男交通部長** ちなみに去年、令和2年中の過積載の検挙数ですけど、全体で7件という数字になっています。

署別ということは、手持ちにはないんですけど、過積載のその場所ってというのが、名護と嘉手納しか一先ほど言いましたので、その2か所でしか検挙してないです。

**○西銘純恵委員** 交通安全の観点で、やっぱり道路が安全に運行できるようにって県民は思うわけですよ。

それから言えば、これだけ過積載が北部に集中しているんじゃないかっていうのがありながらね、7件しか検挙がないってこと自体が、警察としても取締り十分できてないって立場に立つべきではないかと思うんですが、いかがですか。

**○大城辰男交通部長** 実は、過積載の取締りはですね、現状として許田のほうと、先ほど言いましたけど、そこで設置するまでに、向こうでシャッターを開けたりやってる間に、もう既にいろんな形で、みんな連絡してしまっ、車がそこを走らないとか、現状はそういう状況です。

ですから、件数自体が少ないというのは、1件検挙するだけでも、それだけのみんなに連絡が行っているという形ですね、今の現状としては。

**○西銘純恵委員** 今の話聞いたら、結局これが違反行為がね、業者間で、結局は情報を送って、違反しながら、それを刑罰を免れる、検挙を免れるってものが、明確に今の答弁では出てきてると思うんですよ。

だからこそ、ちゃんと違反をしたら検挙するということで、もっと厳しくね、所轄っていいのか、担当っていいのか、総合事務局ですか。相談して、そこを見逃さないということで、もっていくべきだと思うんですけども、今後の対応を伺います。

**○大城辰男交通部長** 実は、トラック協会とかですね、総合事務局も含めて、その関係機関の業者のほうには、この過積載については違反ですよということで、定期的に機関誌を通してですね、先ほどの下命・容認の話もありましたので、そういった形で一応定期的に過積載の違反をしないようにという形で

は、今やってもらってます。

事業者に対する広報啓発とともに、警察は警察で取締り、その場所においてできる部分のものについては、やっていきたいと思います。

**○西銘純恵委員** 先ほどダンプ規制法で、番号表示がないのが、車両がダンプですよね。この陳情者が言ってるのは、あるわけですよね。

だからそういう意味では、トラック協会とかっていう、この業者の問題なのか、それともダンプの所有の方法もよく分からないんですが、個人所有でやってるのか、そういった事業所に雇用されている運転手っていうのか、そこら辺についても、実態。ダンプの運転手の皆さんが、どのような、北部だけで1000台、2000台ね、ダンプが稼働しているっていう状況っていうのは、相当数あるわけですよね。その実態調査っていうのもやるべきではないですか。どこが節穴になっているのかっていうのか、何かどこが抜け穴なのかね。もっとやっぱり取るべきことをやってないような感がするんですよね。いかがですか。

**○大城辰男交通部長** 先ほどもお話ししましたが、関係団体と含めてですね、連携してできるところはやっていきたいと思います。

**○西銘純恵委員** できるところはっていうところで、今、陳情者が出している最も違反が多いようなこの地域についてね、早急に取り締りができる方向で検討していただきたいと思います。いかがですか。

**○大城辰男交通部長** 先ほども話ししましたが、向こう、その449号のところにも警察官はいて、現状を見ていますので、違反があればそれについては目視で連絡を受けて、それをそこまで誘導していくとか、そういった形でやっていきたいと思います。

これまで同じように取締りは、計画的にとか、継続的な形でやれる中でやっていますので、引き続きそういった形でやっていきたいと思います。

**○西銘純恵委員** やっぱり、道交法でもそうですけど、法律にダンプ法って言いましたが、法律に違反しているっていうのを見逃しているっていう形に受け止められているということは、重大だと思しますので、ぜひ厳しく対処方、お願いをしたいと思います。

それでは次、7ページの44号、新規ですけれども、住民訴訟に対する警察官が傍聴券を取って、そして傍聴しないで傍聴席が空いたという指摘ですよね。

住民訴訟ですから、一般傍聴席が25しかないのに、原告側の30人が待機していたけれども、結局は傍聴希望者っていうのが、私服警官だろうということで、93人いて関係者がなかなか入れなかったけれども、11席は空いていたというところでね、警察の傍聴券を取って傍聴する行為、そして券を取って実際は入らなかったっていうことに対するですね、私は厳しい是正を求める陳情だと思っているんですけど、処理概要のほうで住民訴訟、警察、県警が関与する訴訟においては、主管課等が必要な対応をしているっていう、ここなんですけどね。

これまでの住民訴訟、県警が関与する裁判の事例として、直近でもいいんですけれども、そこにどれだけの傍聴に行ったかということをお尋ねします。

○平松伸二警務部長 県警察が関与する訴訟につきましてはですね、各主管課が必要な対応を行っておると考えておりますけれども、県警察としてですね、その詳細について把握しておりません。

○西銘純恵委員 主管課等が必要な対応をしているというのは、県警はそこを掌握、これわざわざ県議会に陳情をして、それを調べてほしいということも含めての陳情なんですよ。

県警は、やっぱり総まとめとして答える義務があると私は思っているんですけどね。主管課がやっついてつかんでませんっていう、掌握していないっていうのは、ちょっといかがなものかと思うんですが。

○平松伸二警務部長 警察がこの陳情に上がっております訴訟に関しましては、指定代理人の所属する警務部総務課、警務部会計課、警務部監察課及び警備部警備第二課が担当しておりますけれども、それ以外の所属についても必要に応じて対応を行っているものと承知しております。

○西銘純恵委員 本件じゃなくて、過去の主管課がやってどれだけ傍聴に行ったのかということをお尋ねしているんですが。

○平松伸二警務部長 先ほども御答弁しましたように、県警察としては、詳細は把握しておりません。

○西銘純恵委員 今話された警務部長、いらっしゃる。会計もおっしゃったし、監察課、今話された責任者がいらしたら、それぞれ今回の裁判にどれだけ、人数で結構です、職務として傍聴に送ったのかどうかお尋ねします。

○平松伸二警務部長 先ほどから答弁を申し上げていますとおり、県警察としては詳細を把握しておらないという状況でございます。

○西銘純恵委員 警察本部の警務部長の所属からは行ってないでよろしいんですか、傍聴には。

○平松伸二警務部長 先ほど、訴訟に関係する各主管課において必要な対応を行っているというふうに考えております。

○西銘純恵委員 関係する各主管課っておっしゃって警務部って言われたので、今、直接の部長に聞いているつもりなんです。

○平松伸二警務部長 繰り返しの答弁でございますけれども、県警としましては、詳細について把握をしておらないという状況でございます。

○西銘純恵委員 県民の税金を使って職員の皆さんが職責を果たすということで努めているだろうと県民は思っているわけですよね。

だけれども、必要でもない裁判の住民訴訟の裁判に、どれだけの警察官を傍聴に送ったのかということに答えられないっていうのは、私問題だと思うんですよ。やっぱり必要だから必要な人数をこうしてということがね、最初に書いてあるわけでしょう。

この裁判傍聴については、各主管課が必要な対応をしているということであれば、代理人・弁護士もいるわけですよね。だから1人、2人でいいとか、やるわけでしょう。そうじゃなければ、勝手に皆さんが行っていいのということにもなるし、ちゃんと職務としてどうするというのは毎日の日常の業務の中で皆さん掌握されないといけないでしょう。掌握しているんですよね。

それを掌握、詳細は把握していませんという答弁が通るのかっていうところなんですよ。県民にちゃんと税金はそれなりに使っていますよと。何のために傍聴に派遣しましたよとかね、きちんと答えるべきではないんですか。

○平松伸二警務部長 警察が関与している訴訟に関しましては、的確に対応するために、証人尋問の記録ですとか、組織内での報告などの観点から、各主管課等において裁判傍聴を行っているところでございます。

裁判傍聴を県警が関与する訴訟に関して行っていることに関して、県民の皆

様方の御理解が得られないというふうには考えておりません。

○西銘純恵委員 それでは、問題ないという答弁なので、私は警察が直接当事者となる裁判って、多分この二、三か年でも結構ですよ、幾つかあるわけですよ。それを傍聴をどういうふうに派遣をしたのかというのを、資料提供を求めたいと思います。

今回のものが答えることができないということであれば、過去のものについて、ぜひ資料として提供していただきたい。

○平松伸二警務部長 繰り返しになりますけれども、県警が関与する訴訟につきましては、主管課における裁判傍聴を行っておるところでございますけれども、本件訴訟に限らず個別訴訟について詳細を把握しているわけではございません。

○西銘純恵委員 詳細把握しないで、警務部長ですよ。詳細は把握していないということは、職員が、警官が何をしても、仕事していなくても何しても、把握していないということにはなりませんか。

○平松伸二警務部長 県警察が関与する訴訟につきまして、証人尋問記録ですとか、組織内への報告の観点から、裁判傍聴を行っておるところでございますので、特段そこに問題があるとは思っておりません。

○西銘純恵委員 最後にします。

なかなか私は県警、警察の皆さんがね、県民のために安全を守ったり、そういうために業務をされていると認識しているんですけども、今の裁判の住民訴訟との関係でね、正当性があるよということを主張できないために、この傍聴の問題でね、何名とか言えないということは、やっぱり県民に対して申し開きができないようなことを、自ら警察はやっているということを言ってるようなものではないのかなと思っております。

ですから、これぜひ明らかにできるように、何も問題ないと、私は公表すべきだと、県民に透明にすべきだと思いますので、そこはもう一度検討してもらいたいということを要望して終わります。

○平松伸二警務部長 繰り返しの答弁になりますけれども、警察が警察の関与する訴訟に関しまして、裁判傍聴を行うということに関しましては、県民の皆

様方の御理解が得られるものというふうに思っております。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 5ページの第43号、過積載ですけど、基本的な点を聞きますけど、過積載が禁止されている理由というのを簡潔にお願いします。

○大里英男交通指導課長 お答えします。

過積載の運行は、規定重量以上の積載物の重量によって、車両制動時の停止距離が延びたり、走行安定性が低下するため、交通事故発生の重要な一因となります。

また、衝突した際の衝撃が大きいため、重大事故の原因となり、そういうような危険な違反ということで、取締りの対象となっているところでございます。

○渡久地修委員 過積載で重大な事故になると、ブレーキ踏んでも、ずっとなかなか停止距離が延びたり、ぶつかったときも大きな事故になる、重大事故につながるということは分かりました。

それで、先ほどから議論になっているけども、世富慶にある計測器というの、あれが449号にないと。それを設置してほしいということに対しては、これは一義的には、国がというような答弁ありましたがけれども、先ほど来あった目視というものは結構あれですか、皆さんの長年の経験で、大体これぐらいだったら、これは過積載だというのは、経験則的に大体分かるんですか。

○我如古盛明交通指導課調査官 積載物ですね、例えば砂ですとか、砂利ですとか、瓦礫ですとかというようなもので、一概には言えるものではありません。

ですので、ある程度、ダンプのさし枠からはみ出ている、この両方を見て判断をしているところです。

○渡久地修委員 それで今、機械が向こうに設置できないというときに、目視に関しても、やっぱりしっかりと、要するに今の段階で危険な過積載を止めるためには、目視を強化するというのはとても大事になっていると思うんで、そこをやってください。

それと、過積載の場合、先ほど答弁あったかどうか分からないけど、ダンプ



の運転手というのは結構弱い立場にあるんですよね。事業者とかいろんなところから、もうこれだけ積んでくれとか言われたら断れないと、仕事上という人たちもいるわけよ。

だから、それを防止するためには事業所、そこをしっかりと指導して、そこで本当は取り締まらないといけないんだけど、そこはどんなふうにはしていますか。

**○我如古盛明交通指導課調査官** 事業者に対する指導につきましては、沖縄総合事務局とも連携をしております。

過積載として検挙した場合にも、5割以上の積載物を積んでいたということで検挙した場合には、総合事務局に県警のほうから通知をしまして、指導をしているところです。

**○渡久地修委員** さっきからこれも議論になっているので終わりますけど、やっぱり目視をしっかりと強化して、先ほど来あった計測のあれをどうするかは次の問題として、目視でしっかりと、皆さん注意をして、要するにこれは違反じゃないかというものに関してはしっかりと取り締まると、そして事業者にも、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと今あった、ちょっと44号の、さっき警務部長の答弁で主管課が担当を、必要な対応をしているということで、結果的にはこの陳情者の1、2、3というのは全部認めたようなことになっていると思うんだけど、主管課というのは、これは警務部の下にある主管課ということによろしいんですか。

**○平松伸二警務部長** 今申し上げました指定代理人一本件訴訟に関します指定代理人の所属を申し上げます。

繰り返しになりますけれども、警務部総務課、警務部会計課、警務部監察課、警備部警備第二課でございます。

**○渡久地修委員** やっぱりこれは、皆さんの指揮下にある部署だから、そこから聞けば全部分かることであって。

これ、部長、ちょっと勘違いしたらいけないと思うんだけど、これまでもいろんな裁判に関しての答弁で、僕の記憶では、これは裁判で争いになっていることだから、これに関しては答弁控えさせていただきますとかというのは、これまでもあったと思うんだよ、裁判の中身、訴訟の中身よ。これは訴訟の中身じゃないんだよ。

傍聴に行きましたか、傍聴行った人たちは公費を払って参加しているんですか、本当に動員して、こんなふうに行っているんですかというだけの話で、訴訟の中身じゃないのよ。

それについて答弁できないというのは、ちょっとまずいんじゃないか。

どうですか、それに関しては。

○平松伸二警務部長 本件訴訟に限らず、個別訴訟について確認をしたり調査をするという必要があるというふうには考えてございません。

○渡久地修委員 だから部長、言っているけど、今回のこの陳情は、訴訟の中身じゃないのよ、訴訟の中身じゃないんです。

傍聴する際に、人を動員したりアルバイトを雇ったり、公費を出してみんな動員して、傍聴券を確保したのと、そういったことを聞いているわけよ。訴訟の中身じゃないんですよ。

陳情者も訴訟の中身についてあれこれ言っているんじゃない。

僕も、僕らも訴訟の中身がどうのこうのというのは今、言っていないわけ。傍聴の在り方でどうだったんですかと。

これさえも、そういったあれで答弁をしないととなると、おかしくなるよと。これはまずいんじゃないのということを聞いているわけ。どうですか。

○平松伸二警務部長 繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、県警察としましては、詳細について把握をしております。

○渡久地修委員 今の答弁はね、これはね、納得できるものではないということだね、これは、そこまでやるとね、もう議会としてもいろんな対策取らないといけなくなるから、6月議会までには、しっかりと僕は一訴訟の中身じゃないのよ、裁判の中身。そういう傍聴に関してどうだったんですかということ聞いてるんだから、そこは今聞いてもまた同じ答弁しか出てこないから、次の議会にはしっかりと、最低限のことはね、透明性を確保してできるようにしてくださいよ。そうしないと、これはまずいよ。

以上。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** 1件だけ、過積載の件ですね、これ県警が答え切れるかどうか確認したいんですが、以前、トラック協会でしたかね、事業所の方々から陳情が出て、過積載を防止するために、1回当たりの積む単価ですか、その見直しをしてほしいということが以前あったと思うんですよ。

それに合わせて、私たち運転手も、これだけオーバーしていかないことには、生活もかかっているんで、今の単価ではどうしても生活が成り立たない単価なんだというような訴えだったというふうに思います。業界の方々も御一緒になって、その単価を上げて、過積載防止に努めるというようなところまでいったんじゃないかなというふうに思っているんですが、現在、以前はよく見られた、先ほど答弁の中で、明らかに荷台の枠を上げて積んでいる車両というんでしょうか、トラックを見かけることは結構あったように思うんですが、最近では、国道を通る限り、58号を那覇まで来る間の間には、そういったのは以前よりも、むしろ改善しているんじゃないのかなと思うようなトラックの今の状況だと思うんですが。

彼らの要求してきた単価を上げてほしい、そして過積載に至らないような生活レベルできるような、積み込みの単価というんでしょうかね、その辺については公安の方々、答えられますか。いかがですか。状況はどんなかなと思って。先ほど言ったように、改善されているんでしょうか。

**○大城辰男交通部長** 単価の件についてはちょっとこちらのほうでは、所管じゃないもので分かりませんが、以前に過積載の関係で取締りの関係が要請がありまして、過去10年間の過積載の取締りの件数を見ましたら、平成27年までは、この要請があつて、検挙件数も大分増えて、さっきのさし枠のほうからはみ出したりとか、違反というのでも、委員がさっきおっしゃっているようなものも結構あつて、取締りで現場で結構やっていたんで。

それが最近先ほども言いましたように、さし枠から出ていないで、この過積載があまり一目視してもそんなに違反車がないというような現状が今、見えるようになっていきます。先ほどの金額のほうについては、こちらの所管じゃないのでちょっと承知はしておりません。

**○仲宗根悟委員** 今回のこの陳情者については、国道449号の一带に多く見られるんだというような内容なんですけれども、皆さん先ほどからおっしゃるように、目視で明らかにこれは過積載だなと踏んだ場合の、その場で指導といたしましょうか、反則切符が切れるものなのか、あるいはしっかり計量所まで連れて行って、そこで証拠たる一超えましたねというようなのがないと検挙がかな

わないのかどうかですね。

検挙に至らなくても目視で、完全にあんた超えているよねというやり方がか  
なって、これが改善されるのかどうかですね。

先ほどから、目視を強化しながら、しっかりと注意を促してくれというよう  
なお話もあるんですが、その辺についてはいかがですか。

○大里英男交通指導課長 お答えします。

過積載で検挙するという事になれば、どうしても重量を測定して、その違  
反を裏づけなければならなくなります。

先ほどもお答えしましたが、目視で過積載の疑いがあれば世富慶のほうに移  
動するという事と、それから、県警では交通機動隊に移動式の重量測定装置  
が1つございますので、もし引き込む場所がその近くにあればそこへ引き込ん  
で交通機動隊から取り寄せて重量測定するという方法もございます。

○仲宗根悟委員 そういう方法があるのであれば、別に世富慶まで証拠を残す  
ために連れていかななくてもいいわけですから、そういったのがあってあれば  
先ほどから言うように目視を強化しながら重大事故にもつながりかねないよう  
な過積載はやはり防止すべきだろうというふうに思います。

以上、終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

今回は、明 3月23日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義